

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.30

2019年10月

千葉県地方自治研究センター 講演会
市民が進める自治体の条例づくり
～人権と福祉の事例を中心に～



山車が坂道を駆け上がる総引き（成田祇園祭・成田市）

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.30 2019.10

• 巻頭言 …………… 元衆議院議員（千葉県地方自治研究センター顧問） 若井 康彦	2
• 千葉県地方自治研究センター 講演会 市民が進める自治体の条例づくり～人権と福祉の事例を中心に～ 地方自治総合研究所 委嘱研究員 菅原 敏夫	3
• 市議会報告 千葉市を「日本一の電子市役所」へ、挑戦！ 千葉市議会議員 麻生 紀雄	15
• シリーズ「千葉から日本社会を考える」 参議院選挙後・令和の時代の日本の課題とは？ 平成「政治・行政改革」後の「自治」を考える 島根県立大学名誉教授 井上 定彦	19
• 企画記事 香取市の公共交通の現況と課題 香取市役所 総務企画部企画政策課 主査 安原 寿和	24
• 自治研センターレポート 第25回参議院通常選挙を振り返って …………… 研究員 井原 慶一	28
• 公共の担い手 銚子のまちを元気に！「ジオパーク市民の会」活躍中 銚子ジオパーク市民の会 会長 工藤 忠男	34
• シリーズ千葉の地域紹介 進み続ける国際都市・成田 …………… 成田市広報課	38
• 新聞の切り抜き記事から …………… 研究員 井原 慶一	41
• 今期の入手資料 …………… 編集部	45
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集） ……………	46
• 編集後記 …………… 事務局長 佐藤 晴邦	47



元衆議院議員（千葉県地方自治研究センター顧問） **若井 康彦**

最近、登山にはまっている。今夏は薬師岳から雲ノ平、新穂高温泉まで約50kmを三日間、ひとりで歩き通すことができた。山歩きは健康増進に加えて全国各地をめぐることもできる。趣味と実益の一挙両得、ひとの迷惑にもならない。それよりは心身共にリフレッシュして、さらに、高くて遠いところで、いくらかでも見通しがきくようになればいい。

インバウンドと言え、山の上の国際化も例外ではない。夏の夜明けの富士山頂は老若男女で鈴なりだが、日の出の際の歓声は多彩だった。過半が他国語に聞こえたが、明るくなると果たして国際化はその通りだった。

傍の、いで立ち決めている青年に言葉をかけると、思いがけず言葉が通じない。顔は同じだが、聞けば香港政府関係の職員だった。拙い英語でしばし山頂の絶景を賞賛し、感動を共にした。その彼が、私のためらいに気づいてか、向こうから香港の今について語り始めた。詳しくは書かないが結論から言えば、事態は報道ほどには深刻ではないということにつきる。

だが、香港の一連の動き、やはり気になる。連日の報道シーンにいつもある種のショックを受ける。ひとつはそれがまさにかつて身近にみたことのある景色だからである。市街地を埋め尽くし、叫び、訴え、走り回る若者達の熱気。時限の一国二制度、その中で主権を求め続ける市民達の思いと危機感。日々、激化する摩擦と圧力にもかかわらず、何かが変わるのではないか、そのためにはどこまでも進みたい。そんな彼らの思いは痛いほど伝わってくる。一方、それを阻止しようとする警察官達の動き、警棒と鈍く光る催涙銃、両方を包むガスと鼻をつくにおい。圧力はますます強

まっているように見える。そんな半世紀前の情景がまざまざとよみがえってくる。そしてそれがどんな決着を見たか。香港の情況、予断を許さない。

参院選も一段落、関係諸方面のご努力の結果、少なくとも千葉県などで見る限り、一見、無風で終わったように見える。内閣改造は相変わらず派閥均衡優先で代わり映えしない。小泉政権、そして第二次安倍政権、結果としてこれまでにない長期政権が続いている。

だが昨今、国際情勢は激変し、国際関係は緊張を高めている。米中両大国の対立だけに止まらず、わが国周辺の多くの国が独自の動きを強めている。わが国にとっても、時代に即したしっかりした対応が必須だが、危機感はほとんど感じられない。かつてこの時代的課題を提起した民主党政権もあえなく自壊してしまった。

待ったなしの国際状況の激変にもかかわらず、なぜわが国の状況はかくも不気味なほどに静穏なのだろう？それがこれから始まろうとしている混沌の前夜でなければいいのだが。

今や、例えば着ているものはほとんどアジア製、秋刀魚一尾食べるにも遥か北洋の海に頼らねばならない。嵐が来れば、海外依存のエネルギー供給が断絶するような暮らしの状況である。

安定した国際情勢の中で、身の回りの国内事情に専念することのできた時代は過ぎた。国民のひとりとしてこの課題にどう取り組むべきなのか。今こそ国民主役の社会、国民本位の政治とは何か、改めて考えるべき時ではなからうか。

21世紀の市民として老母の介護や空家になっている実家の現状も気になるが、それ以上に、令和の今日、国民の誰にとっても、ゲオポリティクス ナウ ではないだろうか。

市民が進める自治体の条例づくり ～人権と福祉の事例を中心に～

地方自治総合研究所 委嘱研究員

菅原 敏夫

再録編集文責：本誌編集部



皆さんこんにちは。地方自治総合研究所の菅原敏夫と申します。1時間余のお時間をいただきましたので、どうぞおつき合ください。

さて、きょうこちらに伺う前、ちょっと雨が心配だったのですが、自分の家の郵便ポストをのぞいて見たら、『自治研ちば』の最新号が入っておりまして、電車の中で読んでまいりました。講演録が掲載されるということで、大変緊張しております。うまく講演録にまとめられるように、できるだけ努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、記憶をたどりましたら、私が千葉県自治研センターにお招きいただいたこの前の機会は、多分2011年だったと思います。そのときには、震災復興の財政政策について、お話をしたのではないかと思います。震災が起こった直後でしたので、復興のための財政といっても、大体、国の法律ができたりできなかったりというところでした。

私自身も調べるのに大変苦労しましたが、おかげさまで、ここにお招きいただいたことをきっかけに、震災あるいは大災害のときに、「どのような法制度を、どのような順番で、どのようにつくっていくのか」という、その制度をつくるということの重要さに気づかされまして、その後も研究を進めています。そのきっかけを与えていただいたことについても、お礼を申し上げておきたいと思っています。

先ほど宮崎理事長が、挨拶の中で「あした6月23日は、沖縄の慰霊の日だ」と話していました。

6月23日は沖縄の地上戦が終了した日ですが、実を言うと私の亡くなった父の誕生日です。沖縄の慰霊の日を忘れるきっかけがありません。必ず、「あつ、父の誕生日だ。沖縄慰霊の日だ」というのはセットで思い出しますので、この日を忘れることはできません。

さて、本題に移りますが、いただいた演題で、『市民が進める自治体の条例づくり～人権と福祉の事例を中心に～』というレジュメをつくってまいりました。結論に関しては文章にしておりますので、私が言い漏らしたこと、あるいは間違っ言及してしまったことなどは、後ほど確かめることができるのではないかと思います。

さて、御紹介いただきましたように、私は現在、地方自治総合研究所で研究員をしております。ほかの所員のひとと、あまりにも色合いが違うので、“異色研究員”という職名を拝命して、“異色”を強調しているのですが、きょうは少しまとめた結論になるようにお話をしたいと思っています。

■条例は市民が作ることができる

はじめに、私がきょうお伝えしたい結論は、市民が条例をつくるということは、非常に重要だということです。けれども、その実際の例はいろいろな制度の制約もあって極めて少ない。でも、自分たちがやりたいこと、役所にやらせたいこと、みんなでルールをつくることというのは、すべて条例にかかわるわけですので、それを市民の力で

つくるといふことの重要性を、きょうは最後に再び強調して終わることにしたいと思います。

先ほど私のプロフィールを紹介していただきましたが、大学では経済学を勉強して、法律学や条例の「条」の字も勉強していません。実際に仕事を始めてよくわかったことは、財政の制度やお金の使い方というのは、とにかく全部条例で決めなければお金も使えませんし、組織もつくれませんし、とにかく仕事が進みません。

特に住民・市民の権利・義務関係にかかわるのは、必ず条例をつくらなければいけません。なおかつ、お金を1円でも使うときには、(予算という名前ですけれども) 条例をつくらないと、お金が1円も使えません。ですから地方自治を勉強するときに——何よりもまず条例の仕組みがどうなっているのか？ そして条例をつくる専門家は、この世にいるのだろうか？ 何々大学の法学部の先生は、条例をつくったことがあるのだろうか？ 彼に聞くと、「こうやってつくったらいいよ」と教えてくれるのだろうか——若き日の私の疑問は、そこから始まったわけです。では、そもそも条例はどのようにつくったらいいのか？ 当たり前の方法と、それから市民がつくる方法とありますので、まずそこから入っていききたいと思います。

条例は市民が作れますが、法律を市民がつくることや、法律を市民が提案することはできません。国会と違って、市民は国の法律を提案することができませんが、地方自治に関しては、条例をつくる手だてがあります。これは重要なことなので、最初に申し上げたいと思います。

憲法第41条に「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と書いてあります。ですから、法律をつくるのには、どんなことがあっても、国会を通さなければ法律にはなりません。41条に書いてありますので、国民が直接に法律をつくることはできないのは当然ですね。また、国民発案というような「国民が一定の条件で法律を提案して、国会で立法を行わせる」なんて

いう制度は全くありません。法律については、国民は国会に対しておとなしく請願する——お願いするだけなのですね。「こういうのつくってよ」という正式なルートはありません。世界の中には、いろいろな制度があるのですが、日本にはありません。

一方、少し難儀な法律ですが、地方自治法第74条というのがあります。この“74”という数字を覚えていてください。74条には「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（つまり有権者ですね）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1（つまり有権者の2%ということですね）以上の連署を持って（1枚1枚紙ではなくて、署名簿というのをつくって）、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く）の制定又は改廃の請求をすることができる」と、直接請求権を定めています。

この点は重要ですので、いくつか考えてみたいと思います。まず数字に着目してください。第74条と書いてありますね。地方自治法というのはネット上でもあふれていますから、時間がありましたら検索してみてください。現在、地方自治法というのは299条まであります。74条は、最初の4分の1、3分の1ぐらいの所に書かれていますので、見ていただければ、「比較的前のほうに書いてあるのだなあ」というのが第1印象だと思います。

74条には確かに「直接請求」と書いてありますが、現在の地方自治法第74条の前は、19条まで「削除、削除、削除、削除、削除…」と書いてあって、50条ぐらい削除されています。74条というのは、現在の地方自治法の20番目の条文で、本則の前の方に置かれています。ですから、地方自治法というのは、つくられたときに、直接請求で市民が条例を提案してくるということはすごく重要で、“いの一番” ぐらいに考えられていた

ことなのですね。20番目の条文が、今は番号が“74”と書いてあるけれども、「直接請求」です。

■地方自治法では議会とか執行部の前に直接請求がある

地方自治法を読んでいただければ、議会や執行部、その他重要な事項の前に「直接請求」が書いてあります。議会が登場する前に、地方自治法には「直接請求できるよ」と書いてあります。それより前には役所の仕組みが書いてありますので、住民ができることの第一は、この条文でいうと20番目にある第74条の「直接請求権」なのです。

その条文のかなり後の方に、「議会では条例をつくることができる」「首長は何ができる」とありますが、「直接請求で条例を提案することができる」ということが先に書いてあります。「議会が条例をつくる」というのは96条ですが、そのずっと前に、「住民は条例をつくることができる」とあります。

議会が条例をつくるというのは、仕事として重要ですが、少なくとも地方自治法で一番大事なものは、市民が、住民が、直接に「こういう条例をつくりなさい」と提案できるということが一番重要と考えられていたと思います。それからすでに70余年が経過して、本当にその大切さというのがうまく機能しているのかというのが、きょうお話をしたいと思った大きな理由です。

「ああそうなんだ、条例をつくることができるんだ」—とって何でもつくれるかというところではありません。実は、直接請求できる対象から、「地方税の賦課徴収並びにその分担金及びに手数料の徴収に関するものを除く」となっています。「税金をふやせ」という人はいないでしょうが、「税金を下げろ」、「国民健康保険料（税）を減らせ」、「体育館利用料をもっと安くしろ」—などについては、直接請求できません。これは、地方自治法が1947年に施行されて、最初の改正の

ときにこの条文がありました。

1947年に、この74条というのができたときに、日本の憲政が始まって以来はじめての直接請求がありました。それは、赤字の公立病院を民間委託するという条例ができたことに対して、公立病院の「民間委託反対」という直接請求が行われたのが、日本の憲政史上の第1号です。第2号から第19番目ぐらいまでは全部、「税金を下げろ」という種類のもので、1948年という戦後の混乱期を反映しています。

1947年に地方自治法が制定されて、公立病院の民間委託反対という最初の直接請求以外は、2年目の1948年には「税金下げろ」「国民健康保険料下げろ」という直接請求が続きました。結果からいいますと、すべて議会が否決しましたので、直接請求によって税金や公共料金が下がったことはありません。しかし、当時の自治省（まだ自治庁です）は危機感を抱いて、「ほら、住民に任せると、税金まけろとかそういうことばかりいう」というので、最初の改正で、「税金まけろというのはやめよう、だめよ」という話になりました。

もちろん実害はありませんでしたし、その後、例えばアメリカでは1978年に「税金をまけろ」という州の直接請求が成立していますから、世界的に見ても別に誤ったことではありません。よくよく考えて「税金や健康保険料を下げろ」というのは、私はあってもいいと思いますので、この改正は余計な改正だと思います。住民が主人公である、制度をつくるということの息吹を感じさせるという意味では重要な例です。

「住民発案」という訳語を使いますが、これを片仮名で「イニシアティブ」と言います。私の遠い記憶を思い出しますと、「日本の民主主義は、間接民主主義です。だけど地方自治は、直接民主主義が制度化されています。だから地方自治は大事ですよ」と、多分、中学校で習っています。それには三つの仕組みがあります。

■直接民主主義の制度「リコール、レファレンダム、イニシアティブ」

一つは、「リコール」です。これはよく使いますが、「罷免要求」です。例えば千葉県内でも、銚子市がそうだったかな？ リコールの運動がありました。二つ目が「住民投票」です。普通は「レファレンダム」といいます。三つ目が「イニシアティブ」で、住民発案です。地方自治法上の文言でいうと、「直接請求」ですね。直接に参加するという方法のほうが本当は優れていますが、国全体で国民集会をやるわけにはいきませんから、国は代議制となっています。しかし、地方自治は身近だから、直接民主制が息づいていますよという証拠に使われているのですが、なかなかこれはむずかしいですね。条例を市民がつくるということは、地方自治の根幹中の根幹です。“いの一番”に制度化されているものであって、言い方は変かもしれませんが、議会や首長という仕組みの規定よりも先に置かれています。「条例とは何か」と書く前に、この条文があるぐらいですから、「直接請求」が基礎だということをくり返しておきたいと思います。

■条例 どんなふうに、だれが作っているのか

さて、そうは言いましたが、なかなかうまく機能していないと私は申し上げました。では現在、その条例はどのように、誰によってつくられているかという実態を見たいと思います。もちろん地方自治法には、「議会は条例を制定、改廃する」と書いてありますから、もちろん議会です。条例を首長がつくることは基本的にできません（例外も出てきますが…）。これは国会と同じで、条例は議会が作ります。

ところが、地方自治には危ういところもあります。憲法改正の論議ではありませんが、緊急事態

条項が入っているのです。基本的には使われませんが、議会が首長の言うことを聞いてくれないとか、議会を開かないとか、さぼっているというときには、首長は専決処分で条例を決めることができます。実際には、議会ができないということは、ほとんどありません。しかし、議会との対立が激しくなって、首長がお金を使うことの専決処分をするとか、人事も専決処分で副町長・副首長を決めるということがあります。結果的に、首長が考える仕組みを取り入れた条例を専決処分で作ることも、法学上は可能ですが、普通はありません。

ただ、2011年の大津波のときには、議会も開けそうにありませんでした。例えば市民に見舞金を支給する条例等は、すぐに必要だという話もありました。それなら市民見舞金条例を、専決処分で首長が議会に諮らずに決めて、そして支給してしまおうという検討が実際に行われました。でも、議場が津波で流れても、議会は他の場所で開会されましたので、2011年には専決処分という事態は起こりませんでした。そういうことは可能性としてはあって、検討されていたということは事実です。そのようなことを例外として、通常はないということです。議会が条例を決めることになります。

それでは、条例をつくろうという提案を誰が行えるのかということですが、第一は条例を決める議会の議員です。第二は、首長——市長、町長、村長、県知事です。そして3番目に、主役である市民も提案することができます。一応、3者が提案できますが、圧倒的に条例を提案しているのは、首長ですね。

どのような状況なのかを、千葉県内のいくつかの県市町の議会について例としてあげておきました（表1）。千葉県議会、大都市で政令市の千葉市議会、少し小さめの市と町として神崎町議会と鎌ケ谷市議会を取り上げました。

2019年の第1回定例会が終わって、今、第2回定例会が終わる寸前ぐらいのところだと思いますので、2019年の第1回定例会の数字を最も上段に

記載してあります。その下に4行で、2018年度の12月定例会(第4回)、9月定例会(第3回)、6月定例会(第2回)、2月・3月定例会(第1回)で、どれだけ条例が出てきて、それを誰が提案したのかというのを見てみました。

2019年3月に終わりました千葉県議会第1回定例会で、改正・改廃も含めて条例案を長が15の提案を行っています。議員提案も二つありました。それから、2018年12月は7と0。2018年9月は11と2。2018年6月は11と0。そして2018年3月は25と1。それで、2019年を除いて2018年では、千葉県議会は57の条例を審議して可決させたということになっています。千葉市議会はどうなのか? 2018年は合計で53でした。議員提案も結構あります。

2019年の第1定例会を見ると、千葉市のほうが随分多いということもわかります。県と市は、大体同じ数の条例をつくっているということになります。政令市でなくても、大きな市は条例の数が多くなる傾向がありますので、多分ほかの市川市や船橋市等は、同じぐらいの数だと思います。

しかし、町村は行政の範囲も少し狭いですし、施設もそんなに多くありません。神崎町の場合、2018年は年間を通じて12でした。鎌ヶ谷市は、町村よりも随分条例の数が多かったのですが、2018年は31です。神崎町と鎌ヶ谷市は、それぞれ議員提案はありませんでした。

このように町村だけではなくて、ほとんどの市で議員提案というのはありません。ほぼ10割、首長が「こういう条例をつくりたい」といって、「ああ、いいでしょう」という形で議会が、悪い言葉でいえば追認しています。ですから、最後の結論のもう一つは、「議会・議員よ、しっかりせよ。自分たちでやりたいこと、やらせたいことを決めることができるんだよ」ということです。

表1 条例の制定本数

定例会別		千葉県議会	千葉市議会	神崎町議会	鎌ヶ谷市議会
2019年第1回定例会	長提案	15	27	8	4
	議員提案	2	1	0	0
小計		27	28	8	4
2018年第4回定例会	長提案	7	7	2	8
	議員提案	0	2	0	0
2018年第3回定例会	長提案	11	6	1	9
	議員提案	2	3	0	0
2018年第2回定例会	長提案	11	6	2	7
	議員提案	0	2	0	0
2018年第1回定例会	長提案	25	26	7	7
	議員提案	1	1	0	0
小計		57	53	12	31

表2 条例制定改廃の直接請求に関する調査
(2014年4月1日～16年3月31日)

条例の成否		直接請求件数
証明書の交付のみに終わったもの		4
署名簿が取り下げられたもの		1
議会に付議したもの	否決	26
	修正可決	2
	可決	1
合計		34

出所：総務省 地方自治月報第58号

三つ目の市民の提案はどうかというのを見てみたいと思います。「全国の直接請求事例」というのを書いておきました(表2)。全国で直接請求がどれだけあるかということは、総務省が調べています。2年に1回、公表されていますが、国でこの2年間にどのぐらいあったのかというのを見てみます。

直接請求というのは、署名が集まらないで腰砕けに終わるものがあります。署名が集まったら議会にかけなければいけません。これが法律の決まりです。2014年4月1日から16年3月31日までの2年間に、日本全国で議会にかかった直接請求事案は、(下の三つですね)全部で29。腰砕けに終わっ

たのも含めて30あります。2年間に全国で29しかないんですね。

本当に条例になったのは幾つあるのか？ ごらんください。圧倒的多数は、門前払いで、議会で否決されました。それから修正して可決したというのがあります。これは本質にかかわる修正、直接請求の趣旨とは逆の方向に修正して通したという事例さえありますから、少し微妙ですが、それを含めて修正されたのが2件あります。そして「可決しました」というのは1件しかありません。2年間で直接請求が、少ないけれど29件あって、修正も多少効力を発揮したと思いますけれども、「可決しました」というのは1件しかないのですね。

せっかく地方自治法で、あんなに大げさに最初のほうに書いてあるのに、使われてないではないか。あるいは使い勝手が悪いのではないか、効力が薄いのではないかということ。私たちは、この制度の反省をしなければいけないというのが、もう一つの結論です。

■小平市の玉川上水を守る条例制定運動

少し寄り道をします。東京都の小平市での出来事を思い出しています。江戸時代から、小平市を玉川上水が流れていて、兩岸が緑道になっているんですね。その緑を守れと市民が動き出しました。なぜかといいますと、都の道路が、あろうことか玉川上水を突っ切って通して、かつ拡張してしまうという計画が明らかとなり、市民は怒ったわけです。それで直接請求に訴えて、「そんな道路は迂回するとか、何かほかの方法があるだろう。今の計画で実施するのはやめろ」という直接請求を起こしました。

あっという間に署名が集まりました。法律の先生だけではなくて哲学の先生まで、日本中のいろんな有名な先生が、「これは重要だ、これこそ市民の民主主義だ」と、さんざんはやし立てました。署名も集まって議会にかけられました。そうしま

したら、議会で修正されてしまいました。「緑道を壊すのやめる」という条例をつくれと、直接請求をかけたのですが、市長としては、伝統ある玉川上水をぶっ壊すということを、「やったほうがいい」と言うのはあまりにもはばかれますので、「仕方なしにやるんだよ」としたいわけです。そこでこういう奇策を打ち出してきました。「それは立派なお考えですね。住民投票をやりましょう。やりますけれども、投票率が50%いかなかったときには開票しませんよ。賛成だか反対だか、わからないですよ」と…。

実際、小平市というのは結構広大な面積があって、その一番端の玉川上水というのは、ほかの所へ行けば、「まあ、そういうのもあったね」ぐらいのことです。実際にその住民投票は、投票率が35%しかいかず、開票されませんでした。開票されないで、その日のうちに業者を呼んで投票用紙を燃やしてしまいました。どれだけの人がこの条例を必要としていたか、わからないようにしてしまい、まあ市民は怒りましたね。怒ったけれども、開けないようにするための、そういう修正ができるんです。投票はやらせるけれども、開けないための修正というのをして、結果的に否決と同じ効果を持たせたわけです。ですから、この「修正」というのは結構微妙です。逆に言うと、議会は正反対の修正もできますので、ここを制度的にどうするかです。

市民が、「こういうことを実施してもらいたい」と請求しましたが、結果的に「やらない」という条例案が可決されました。そんなの幾ら何でもおかしいのではないかと思いますけれども、ついこの間も東京でこのようなことが起こっていますから、あり得えないことではないわけです。正々堂々と否決しないで、「立派な意見なんですけれど、数が足りないとパンチ不足ではないですか？」みたいな、すりかえが行われたのですね。たまたま私は、小平市の市長と個人的に懇意にしていますけれども、ふざけたやつだなと思いました。

■千葉県内の直接請求の事例

次に、少し歴史をさかのぼって「直接請求」の話をしていきます。その前に千葉県内の直接請求はどうですか？ どのぐらい行われているのか、御記憶ありますか？ 最近、県庁が発表した『市町村資料集』というのがありまして、その中に「最近の直接請求の事例」というのが出ています。それを見ますと、昭和の最後のほうの1987年以降に千葉県内で起こった——千葉県に対する直接請求はなかったのですが——千葉県庁が、千葉県内の市町村で行われた直接請求運動とその結果を調べています。1987年以降ぐらいの直接請求事案を全部調べてみて、私が言ったような条例の提案だと思われるのは、この30年以上の間で数えてみましたら14件です。日本全国ではなくて、千葉県内で14件ありました。

それ以外では、例えば、「合併するということで、住民投票せよ」「合併協議会をつくれ」という直接請求があります。法律は別ですが、「議員定数を減らせ」「給料を下げろ」「議員の報酬を減らせ」という直接請求などです。「自治労だからけしからん」という話でないとしても、政策の仕組みの提案ではありませんので、そういうのは外させていただいて、本当に条例案を直接請求したのは14件ありました。

「最近の直接請求の事例」の最初のほうに出ていますが、1988年の松戸市では、「学校給食を自校方式に戻して、完全給食実施せよ」という条例が提案されています。これは署名が集まりましたが、当然のことながら議会で否決されました。そのあと、徐々に学校給食は変化していったと思いますが、千葉県庁が最近の30年ぐらいを調べたものでは条例制定を求める直接請求事案の第1号です。

第2号は、1990年に勝浦市において市役所の建てかえで位置が変更になるのですが、これには条例が必要となります。それに対して「勝浦市役所の位置を変更する条例の廃止請求」を行った事例

もあります。

有名な例では、2009年に四街道市で、「都市計画決定を取り消せ」という直接請求が出されました。署名が成立しましたが、もちろん議会は否決しました。都市計画決定というのは、「一たん決めたら絶対直しませんよ」というのが法律の仕組みです。それでも実際に条例としてかかりましたので、その決定を覆す・変える効力を市民が持っている、「そうか、できるんだ」ということを知らしめた事例でもあります。ですから都市計画は、直接請求で変えることができるのです。都市計画絡みの事例というのは、数が極めて少ないのですが、2009年の四街道市でありました。

ほかにも八千代市で東京女子医大病院の誘致計画の賛否を問う住民投票条例の制定という事例がありました。あとは省略しますが、「私の市の事例はありますか？」というのを聞いていただければ、あとでお答えします。

さて、どのようにしたら実際に条例は通るのだろうか？ どのようにしたら、「直接請求」と法律に書いてあるものが実効性のあるものになるのか？ どのようにしたら、市民がつくった条例案が本当の条例になるのか——という肝心な話を申し上げて、結論としたいと思います。

■「東京都食品安全条例」の直接請求運動

私が、この仕事を始めて比較的早い時期に、東京都全体で「東京都食品安全条例」という直接請求が行われました。基本的に都道府県単位での直接請求というのは、署名を2%集めなければなりません。それも駅前です。夫婦の分とか子供の分とかを、他人が書いてはダメですからね。自署されてなければいけないんです。

署名は本当にむずかしいですし、私の経験からいっても、せっかく署名を集めてキッチンと書いてもらっても、ほぼ3割は選管ではねられます。ですから、相当たくさん集めておかないと、必要な

数に達しないということがあります。そういうことも含めて、東京都という一番有権者の多い所で、1988年くらいに「やろう」と決めて取り組んだ結果、署名は成功しました。

繰り返しになりますが、都道府県の場合、直接請求にあたっては、有権者の2%の自署による署名を対面で2か月以内に集める必要があります。市町村の場合は、1カ月です。政令市は、その後の法律改正で2カ月になりました。千葉県の場合にあてはめて考えてみます。6月3日の最新データによると、有権者数は524万7,507人ですので、もし千葉県において直接請求を試みようとしますると、実に10万5,000人くらいの署名を2カ月で集めなければいけないということになります。1日遅れても、もちろんアウトです。ですから、都道府県レベルで、特に千葉県や神奈川県等の人口・有権者の多い自治体では、すごくむずかしいです。

東京都で行ったときも、ものすごくたいへんでした。署名を集める人をたくさん用意しなければいけません。署名簿も、とじたものを用意なくてはなりませんので、大変な数の署名簿を印刷しなければいけませんでした。一説によりますと、全部ボランティアで行ったとしても、直接・間接の費用が数億円。当時は3億円などといわれました。だから、余程の志を持っているか、強力な組

織がたくさん加わらないと、都道府県レベルの直接請求というのは多分、夢のまた夢です。ただ、チャレンジし甲斐のある仕組みですので、千葉県でもどうぞチャレンジしていただきたいと思います。

都道府県レベルの直接請求は、すごくエポックメイキングな事柄ですので、東京の市民運動も相当まとまったんです。そして、議会に持っていきましたら、案の定、否決されました。傍聴していた収まらない市民が暴れ出して、何人か捕まったということもありました。そうですね、こんなに苦労をして集めて提出したら、「はい、否決」…「何なんだ!」ということになりますよね。

それから十数年が経過した後には、東京都も「食品安全条例」をつくりました。実は、この条例には、市民の提案がかりうじて生きていました。だけど悔しいですね。そして東京都の条例を見てみると、「条例制定の経緯」と書いてありますが、「有識者会議から提言してもらって、こうなりました」としか書いてありません。「昔、市民が提案したんだよ」ということは、口が裂けても一切書いてありません。そういう意味では、例え失敗しても真に有意義な市民の願いであれば、形を変えても生きるということが、歴史の事実としてあるということをお伝えしておきたいと思います。



■新宿区の住宅条例運動

その1年後ぐらいに、「新宿区の住宅条例をつくろう」という運動が市民の間から起こってきました。これはバブルの絶頂期で、深刻な住宅不足が背景にありました。このときのねらいの一つは、住宅が足りなくて高くなっているから、公営住宅も含めて「住む権利があるんだ」ということを認めさせることでした。それから、「居住差別」です。住宅が足りないですから、「障害者お断り」「外国人お断り」と看板に書いてある状況だったのです。

そういうことをさせないという——つまり、「住宅に住む権利」及び「居住者差別を禁止する」という、二つの目的を持った条例が必要だよなという運動が起きました。「住宅困民党」という名前のグループができました。これには区議会の社会党系無所属の人を中心に、議員もいたのです。私たちが知っているケースは、すべて議会で否決されていまして、議員に活躍してもらって、「何とか議会の中で、議会に入って生き延びさせよう」という戦略が可能になりました。

何度も申し上げましたが、直接請求というのは提案の部分だけで、議会にかけるということまでは効力があります。それで、議会が「だめよ」となりますと実現しません。直接請求というのは、議会で可決させなければなりません。本当はそこが肝心なのです。「直接請求して、否決されました」では、だれもやろうとしないではないですか。「できたんだ、できるんだ」ということを示す必要があって、議会で成立させる必要があるわけです。市民がいわなくても、「これはいいことだね」と首長が提案することもありますし、議員が提案することもあるかもしれません。「どうしても市民が今、必要なんだ」というときには、こじ開けなければいけないということになります。

私たちもずいぶん運動を楽しんでいまして、「新宿区放火地図」というのをつくりました。地上げのために、頻々と放火が起こっていたのです。そ

のくらい地上げや住宅の不足が深刻であり、住む権利をないがしろにされていました。住む権利については、特に外国人は全くだめでした。障害者もお断りでした。高齢者も断られ始めていました。だから、そういう条例をつくりたかったわけです。

取り組みの実際のことをお話したいと思います。署名ですので、何か書いてもらわなくてはいいけません。住所と名前を書いてもらいます。議員も、署名代表者になっています。年の暮れから始めにかけてですから、選挙も控えていて、票をかき集めている感じもするわけです。「条例をつくるのは、政治だな」というように思いました。

それから、先ほど申しましたように、キチンとした署名を集めるのはむずかしいです。条例案は私がつくりましたが、そんなにむずかしいことはありませんでした。何をしたいのか？ 居住差別をやめさせたい。住む権利を条例の中に初めて書きこみたいというごく単純な動機でスタートし、あとは見よう見まねでつくりました。それで署名も集まりました。しかし、議会はその条例が嫌なのです。本当に嫌なのです。ですから、「何とか“きば”を抜いてしまおう」と考えるわけです。

■直接請求で最大の壁は専門家としての職員

直接請求で最大の壁は、実を言いますと職員です。議会に諮るわけですから、その下準備を行うのはすべて、議会事務局の職員です。今まで、議事課や法制執務課の職員は、「条例というのは、だれよりも自分たちがつくってきたんだ。自分たちの手を経なければ、条例なんてできっこないんだ。どこの馬の骨だかわからない市民が勝手につくったものは、ものすごく単純なものを別にすれば大体どこかに間違いがある。俺が飯のたねにしていることを、邪魔するのか」という感じを抱えています。私の見ている限りは、全部ではないかもしれませんが、残念ながらそのように感じます。

すぐに否決できるというものでしたら、議会に任せればいいわけです。何か条例が生きてしまうなどというときには、「否決」ないしは「修正可決」にしたいと思うわけです。ですから、私たちがつくった条例案は、ありとあらゆるところが真っ赤になりました。しかしながら、さすがに条文の文意を変更させることはできませんでした。修正に次ぐ修正でしたが、本体は完全に残りました。

このようなことから、直接請求のほとんどが否決されるわけです。可決されるにしても、最後のところで牙を抜かれないうにしくはありません。条例をつくる専門家は、この世にいません。条例をつくる職員が専門家、それも唯一の専門家です。どんな立派な大学を出た法律の先生でも、「自分の一生の間に、条例案をつくりました」という方は、多分いらっしゃらないでしょう。その条例を、議会をなぎ倒して通したという経験をお持ちの方もいらっしゃらないでしょう。この知恵、つくる知恵というのは、市役所の中にあるんです。それを市民のために役立ててもらいたいということも、お伝えしたいことの一つです。したがって、このケースは牙を抜かれなかったわけで、うまくいきました。

■人種差別撤廃条例を取り上げる

さて、今、私は「人種差別撤廃条例」というのを提案しようと思って、条例案を作成しました。これは、公表しています。直接請求でやればいいと思いますが、いろいろな困難なことに突きあたっています。一つは、地方自治法に「条例は法律の範囲内でつくる」と書いてありますが、「人種差別撤廃条例法」というのはありません。法の範囲もへったくれもありません。

これは、学説では、「法がないのだったら、範囲内というのはないのだから、勝手につくってよい」ということなのですが、もとになる法律がないということは結構大変です。もとになるものを

何にしたかといいますと、「人種差別撤廃条約」という国連条約です。日本は渋々留保つきで批准していて、みっともない状況です。それでも条約がありますので、条約を下敷きにして条例をつくりました。

ここで議論になったのが、差別言語・ヘイトスピーチに対する罰則をどうするかです。差別言語・ヘイトスピーチも条例の対象ですが、「ヘイトスピーチはいけませんね」と条例に書いてあっても、何の効力もありません。「この野郎、罰してやる」という条文がなければ、ヘイトスピーチに対してきつと効果はありません。ですから、条例に罰則をどのように加えるかということが議論になりました。これは結構、頭が痛いんです。

総務省は、「義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況」を2年に1度調べています。「各団体が独自に制定した条例のうち罰則をもうけているものに関する調べ」という中に、2年間どうであったかということが書いてあります。都道府県では、32の条例が罰則つきでした。市町村では、2年間で127条例ありました。結構あるんですね。

都道府県は罰則がついているといっても、それは警察、消防、防災等を持っていますから、警察関係の条例に罰則がつくのは当たり前ですね。市町村でも、あるにはありますが、刑事罰を科すときには大体、検察と県の警察で合議^{あいぎ}をしないといけないことがあります。適切な罰則というのが必要なのですが、都道府県は警察を持っていますから（と言うのも変ですけども）、罰則は比較的つくれます。

例えば大阪府には、人権条例のうちの一つですが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」がありまして、障害者差別に関してひどい差別をしたときには、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となっています。これは、もちろん今ある条例です。ですから可能ですし、警察の合議も整っています。障害者を差別することによって、下手すると懲役を食らう可能性があるわ

けです。だからできるんです。例えば徳島県でも、「障がいのある人もない人も暮らしやすい条例」では、同じように「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となっています。福岡県でも同じです。

市町村の条例で罰則のついているものにはすごく特徴があって、個人情報保護条例や情報公開条例には罰則がついています。ほかはほとんど罰則がありません。市町村の条例の罰則は、ほとんど5万円の過料です。これは過ちのほうで、いわゆる罰金ではありません。都道府県では障害者差別で1年以下の懲役になるかもしれませんが、もし市町村の条例で同じことを決めたとすると、ひょっとすると5万円の過料で終わっているかもしれません。市町村と都道府県との差も大きいですね。

そして、市町村にしかないような、例えば「ヘイトスピーチ対策条例」の場合です。これは現在、大阪市にあります。それも結局、罰則はつけたんですが、名前の公表とかいうことにとどまりました。いい条例だと思いますけれども、なかなか難しいですね。

■直接請求は有意義な制度

きょうの話の結論を申し上げます。直接請求というのは、大変力の入った有意義な制度なのですが、議会においてほとんど否決されていて、実際に条例となるケースはきわめて稀です。だから、こう考えたらいんじゃないか。アメリカの例にあるように、有権者の1割とか、5%とかの署名が集まったら、議会にかけるのではなくて、直接住民投票を行い、過半数を取れば、そのままだれにも邪魔されずに法律条例なるという仕組みにしたらいと思います。

一般的には「直接イニシアティブ」と呼ばれるような制度ですね。アメリカで16ぐらいの州で制度化されています。議会で否決するのを「間接イニシアティブ」といいますが、そうではない「直

接イニシアティブ」にしたらいと思います。世界にもっとたくさんの例はありますが、アメリカでは結構盛んです。16の州の法律に関しては、直接住民投票にかけて、直接法律になってしまうという直接イニシアティブがあります。やはり制度の改善が必要です。

これからの時代は、議員が条例のつくり方を学んで、条例を通していくということが大切です。その訓練も含めて、市民が条例を提案していく必要性は、ますます強くなってくると私は考えておりますので、今後注目していただきたいと思います。

予定よりも時間が少し超過して、大変申しわけありませんけれども、私のほうからのお話は以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（この後、追加の説明を行う）

■条例の専門家の育成が重要

補足のお話をします。学問の世界でも、法律の専門家は多少いるかもしれませんが、条例の専門家はきわめて少ないです。ここが最大の欠点ですね。

たとえば、国会を例にとりますと、こういう法律が必要だと国会議員が考えたとします。それでどうするかといいますと、仮に衆議院議員ならば、衆議院の法制局というところに、「これで法律をつくってください」と、箇条書きにして持ってきます。国会議員でも、自分でサラサラと書くのはなかなかむずかしいのです。概要を書いて、衆議院の法制局・参議院の法制局に持って行って、これをプロの目から見て法律の形にしてもらう、条文の番号をつけてもらうというのが圧倒的に多いです。自分でサラサラと書くというのはありません。

議員の秘書も、周りの専門家も、そのようなことは基本的にできません。できないというか、むずかしいですね。法制局というのは、衆議院法制局、参議院法制局、それと話題になりました内

閣法制局というのがあります。これは、「安倍さんの言うことを聞く人を法制局長官にした」という話がありました。かわいそうに、その小松さんは亡くなってしまいましたけれど…。参議院の法制局、衆議院の法制局、内閣法制局というのは、内閣がつくった法律がキチンと法律として形を成しているかというのを審査します。それで、「集団的自衛権も、まあいいね」みたいなことに、最近はなっています。

法律をつくる専門家というのは、内閣法制局、衆議院法制局、参議院法制局と3カ所にいるわけです。では、自治体における条例の場合はどうでしょうか。そういう独立した法制執務の部署というのは、普通は議会事務局の中にありますが、専門に扱っている職員がいるというだけです。ですから、条例づくりをうまくコントロールできないんですね。専門家の育成ということは、思った以上に深刻です。条例の作成や失敗の経験がある人は、本当に少ないのです。この専門家をどのように養成するかということが大きな課題です。

それから、条例というのは形が法律の文書になっているから法律なのかといいますと、必ずしもそうではありません。条例というのは、「具体的に役所はこうやりなさい、こういう部署をつくりなさい、こういうふうに動かしなさい」ということが書き込まれているコンピュータのプログラムのようなものです。そういうことにたけた人の

ほうがうまい条例がつかれるんですね。ガチガチの法律の条文になれている人ではなくて、役所はどうしたら動くのか、役所はどうしたらとめることができるのか、市民の権利というのは、どういう言葉で書くと市民の権利になるのか——こういうことをプログラミングするみたいな話なので、こういう点に着目した研究といいますか、知恵の蓄積が必要になってくるだろうと思います。

それから最もむずかしくて苦手なのは、議会を通すことです。「何々党が提案してきたから、だめよ」「それは何々党じゃなくて、何々党だったらよかったのにね」と、普通に言われてしまいます。ですから、できるだけ政治色を薄めるようにしています。議会を通すというのは、公に認められている学問的な知識だけではうまくいきませんので、知恵というのか、だましというのかはよくわかりませんが、何らかの策が必要となってきます。

私はそういうことも考えて、なかなかうまくはいいませんが、「条例づくり交流会」、「議会の『だまし方』交流会」のようなことをやってみたいと思っています。条例づくりという点からいいますと、最後は職員と議会が主な関係者となっていますので、そういう対立の構図に陥らないように気をつけると同時に、それをこじ開ける知恵・経験というのを、どこかに蓄積したいなと思っています。

この講演録は事務局の責任で作成しました。

講師紹介

すがわら
菅原 としお
敏夫

公益財団法人地方自治総合研究所 委嘱研究員
法政大学大学院政治学科 兼任講師

＜略歴＞ 1951年岩手県釜石市生まれ。専攻：自治体財務、地方財政、公共サービス論
神奈川県職員研修所、公益財団法人東京自治研究センターを経て、公益財団法人地方自治総合研究所研究員。『岩波講座自治体の構想3政策』2002年、岩波書店、『公会計・監査用語辞典』2002年、ぎょうせい、など。

千葉市を 「日本一の電子市役所」へ、挑戦！

千葉市議会議員 **麻生 紀雄**



この度は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。私の議員活動として取り組みの一部を紹介させていただきます。

■民間のノウハウ生かし、ICT改革めざす

議員となった8年前から、千葉市を「日本一の電子市役所」に向けて挑戦、いや私にしかできないと使命感を思っており取り組んでいます。「電子市役所？」と思われる方も多いかと思いますが、簡単に言いますと民間的にはIT（情報技術 Information Technology）、行政的にはICT（情報通信技術 Information and Communication Technology）を活かして、行政のしくみを電子化、更に情報提供のしくみをデジタル化し、住民情報サービスを向上させることを言います。もっと簡単に言いますと、これまでわざわざ役所へ行き、申請や登録、また印鑑証明・住民票など発行手続きをしてきましたが、これらを役所に行かずに可能とし、結果的に役所でかかっていた長時間が、簡単に短時間でできることによって、また行かなくて済むことにより、市民に時間を返すことができる市民サービスのしくみづくりのことを言い、これらを実現するため、議員側から提案型の仕掛けを行ってきました。

私は、民間企業で働いた時代（1988年～2000年）、当時の松下電器産業株式会社（現パナソニック株

式会社）にて、全国の都道府県庁・市町村自治体へ、住民情報システム、戸籍管理システム、消防地図検索システム、積算システム、職員参集システム、そして、総合防災情報システム等多くの自治体システムの設計・開発・導入・運用に携わり、スキル・ノウハウ・経験を持ち、当時千葉市へも民間の立場で何度も営業にはきていたため、千葉市の現状は、ある程度理解していました。千葉市の電子化は、私が知る限り非常に遅れており、私が議員となった2011年の時には、政令指定都市で最下位という評価の声も聞こえてくるくらい、住民への情報提供は、紙媒体等アナログに頼らざるを得ない状況でした。

何故このような状態なのか、現状を分析すると大きな課題が山積していました。例をあげますと、①IT情報技術の専門家がない ②組織がない ③議会からもITCを進める声がないなど、ICT化を進めて市民の利便性を向上させる発想はほとんどなく、「日本一の電子市役所を構築」実現にはかなりのハードルがあり、このままで最下位が定位置となる最悪な環境でした。

そこで、市長へ「日本一の電子市役所を目指す」ことを会派の代表として申し入れ、まず取り組むべきこととして、

- ① 役所の組織改革と人事の改革
- ② 住民情報サービスの向上
- ③ 安心安全な街づくりに向けての情報発信

の3点をテーマ設定し、議会側から行政に対して提案型の仕掛けを行うこととしました。

■役所の組織改革と人事の改革

これまでのシステム構築は、それぞれの部局で導入を決定し運用しているため、他部局との連動性もなく、専門家が検証したものでもなく、コンピュータ技術が進化していくなかで結果的に無駄なシステムとなっていました。また、コンピュータ技術の進化により、単独でのシステムから、他システムとの連動性が主流となり、部局をまたぎ情報システムを安定的に運用していくには、縦割り行政の横串的役割を持った組織が必須となりました。更にそこには専門的スキルを持った集団が必要となります。情報系のスキルは、数年毎にローテーションする体制では習得できず、専門的な資格も必要であり、民間からの専門家を取り入れることも必要と言えます。これらを提案し、総務局の中に情報経営部を実現できたことは大きな一歩でもありました。

■住民情報サービスの向上

行政からの情報は、これまで「市政だより」など紙媒体での広報が主流でありましたが、技術の進化により、デジタル的に情報発信に取り組む自治体が増え、今ではホームページでの情報発信が主流となっています。しかしながら、ホームページでの発信力には、構築の手法により大きな差があることは、当時はあまり知られていませんでした。そこで、発信力強化に向けて、まずここに着手をしました。

① ホームページの改修

ホームページは行政の顔でもあり、ここから

情報発信することは、行政の大変重要な役割でもあります。千葉市のホームページは旧式で作られていたため、「文字検索にも引っかからない」「欲しい情報にたどり着かない」「更新が全くされていない」など、「使いづらい」「一度見たら見ない」ホームページとなっていました。そこで、CMS（Contents Management System）の導入を提案、掲載もホームページ構築の専門スキルがなくとも簡単にでき、見る側の市民も、検索から探したり、階層的なコンテンツとすることで探しやすくなる仕組みを提案、ホームページをゼロベースから作り変えることが正式に決まり、私自身も自らの専門スキルを活かして監修し、現在のホームページを構築することができました。これにより、情報発信力を強化され、市民サービスの向上につながる事ができましたと言えます。

② あなたにお知らせサービス

ホームページが再構築されたとはいえ、今の仕組みは、市民自らが自分に必要な情報を調べて、その情報を知っている人だけが恩恵を受け、知らない人は恩恵を受ける事ができません。果たしてこれで良いのでしょうか。そんな切り口から発想を転換し、行政が必要な情報を直接お知らせすることができないのか。これまで、通知を目的とした郵送では行っていますが、全ての情報を必要な方だけに送ることはできていません。そこで、携帯やスマートフォンのメールやLINE等通知機能を活かした「あなたにお知らせサービス」の構築を提案してきました。これは、例えば子育て世代に対して、「ワクチンの接種時期」や「子ども手当など需給申請時期」など、ピンポイントで必要な情報を、登録者にだけ伝達通知するしくみです。このしくみができると、これまで自ら調べて情報を得る必

要もなく、子育て世代、勤労世代、高齢者世代など全ての世代、それぞれが必要とする情報が手元に自動的に届くこととなり、行政システムが大きく刷新されることでしょう。現在千葉市では、本システムの実証実験まで受け入れていただき、今年度行われ、現在その実験の検証中であり、来年度本格的な導入に向けての検討が進められる段階までできています。

■安心安全な街づくりに向けての情報発信

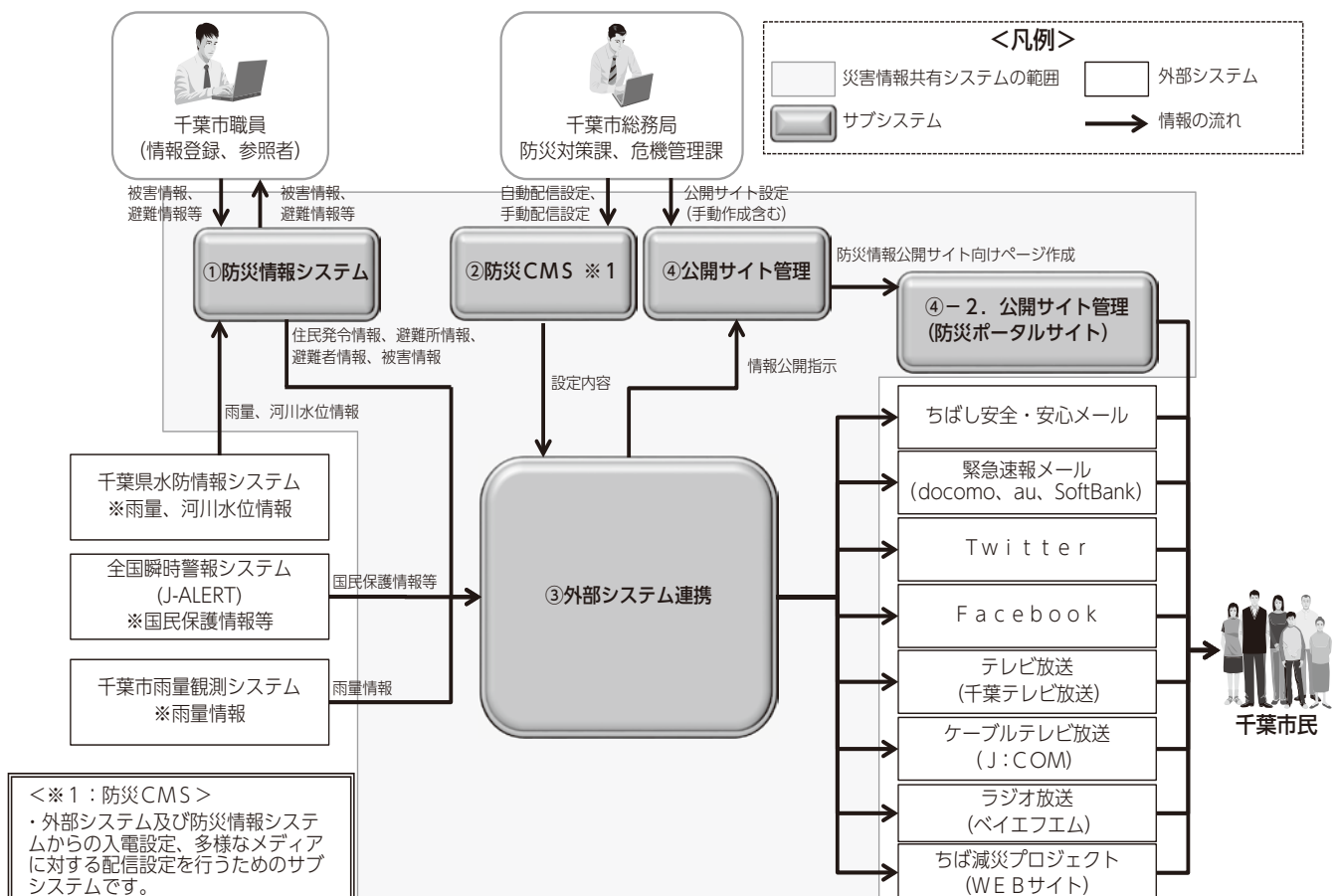
1995年1月の「阪神淡路大震災」、2011年3月の「東日本大震災」、2018年7月の広島・岡山県で被害をもたらした「平成30年7月豪雨」など、全国各地で自然災害が大規模化しているなかで、千葉市も今後30年以内に震度6弱以上の発生確率が85%と政令指定都市で最上位と言われている。

ます。しかしながら、2011年3月の東日本大震災時に、システム的には全く機能せず、情報提供できなかったのが実態です。

①災害情報共有システム構築による災害対応力強化

千葉市としては災害が起こる前提のシステム化が全くできていませんでした。そこで、まず取り組んだのが、「災害情報共有システムの構築」を提案することでした。「災害情報共有システム」とは、例えば「J-ALERT（全国瞬時警報システム）」から入電があった場合、これまでは職員を通じて手動で防災無線や「ちばし安心安全メール」やメディアへ配信していた手動のしくみを、全て連動し自動的に行うシステムをいいます。民間時代に習得したキャリアを活かした提案で、国も本システムを補助対象事業

図表1 千葉市災害情報共有システムの全体イメージ



として、全国的に本システムが導入されることになりました。本システムを導入することとなり、千葉市の災害対応力が一気に高めることができました。

② 職員参集システムの導入

「災害情報共有システム」が導入されたことにより、気象関連の警報など瞬間的に情報収集と配信までのしくみは出来上がったものの、職員を参集するシステムがありませんでした。携帯電話やメールを手動で行うもしくは、自主的に集まるしくみしかなく、災害対策本部を含め体制を構築できるどうか不安な状態が続いていたのが実態です。そこで、災害レベルに合わせ、自動的に対象者へメール等で瞬間的にお知らせを通知する「職員参集システム」の導入を働きかけ、本システムの対象者は全職員ということもあり、導入に至るまで5年間かかってしまいました。これにより、発災時に初動体制を構築するまでの時間を大幅に削減できたことはいうまでもありません。

■議会のなかで、ICT化のリーダーとして

8年前に議員となってから、「日本一の電子市

役所の構築」を目標に、市民への情報発信力強化に向け取り組んできましたが、議員自らがICT化を積極的に推進し、行政へ働きかけることはある意味異色でもあり、これまでほとんどされていませんでした。勿論、専門的なスキルを有する議員がほとんどいないのが実情でもあり、私は私自身の取り組みを理解していただけるよう、一般質問・代表質問、また委員会などあらゆる発言の場でも、ICT化の利便性について多くの発言・提案を行ってきたことにより、他党派にも理解いただいたことで、議会からの提案としても受け入れたことが、千葉市のICT化を急速に進めることができたと思います。

その他、今回ご紹介できなかったICT化として、CABNET（千葉市教育情報ネットワークシステム）は、今年度大規模改修が行われますが、これも8年間、千葉市の子どものための教育環境の改善として提案し続け、実現できることになりました。更に、千葉市議会の内部のICT化も、今年度構築されることになったことは、大きな議会改革と言えます。いずれも、別の機会でご紹介できたらと思います。「日本一の電子市役所の構築」へこれからも全力で取り組んでいきます。



千葉市議会で質問に立つ筆者

麻生 紀雄 プロフィール

- 1988年 千葉工業大学工学部電子工学科卒
- 1988年 松下電器産業(株)入社(現パナソニック(株))
- 2000年 (株)トレジャー・コミュニケーションズ設立
代表取締役就任
- 2011年 千葉市議会議員初当選(現3期)
- 2013年 千葉県ドッジボール協会 理事長(現)
- 2016年 千葉県立四街道高等学校同窓会 会長(現)
- 2017年 千葉市議会 会派 未来民主ちば 幹事長(現)

参議院選挙後・令和の時代の日本の課題とは？ 平成「政治・行政改革」後の「自治」を考える

島根県立大学名誉教授 **井上 定彦**

7月に参議院選挙が終わった。この政治状況のままでもいいのだろうか、と思ってきた人々（自分を含む）からみると、辛くも土俵際で踏みとどまった感もないではない。「安倍改憲にノー」と考えたものからみれば、参議院3分の1の議席数はぎりぎりのところで維持できたということでもあるが、到底ひと安心というわけにはいかない。実際には維新の党の議席増などもあり、もともと少数派であるままとりの悪い野党側の状況があるからだ。これまでの圧倒的な優位をほぼ維持した安倍内閣は、これからは来年夏の東京オリンピック後をにらんでいかなる政権運営を構想していくのだろうか。それにしても、今回の参議院選挙は戦後二番目の低い投票率（48%程度、1995年の参議院選挙以来）で、与野党の論戦についても筆者からみれば低調であったと評さざるをえない。

本当に政治課題、経済課題、社会課題がそれほどない、というならよいのだが、人々がそうのように考えて投票に行かなかったというわけでもなさそう。迫りくる人口減少・少子高齢社会と自分の暮らしと地域への影響、停滞したままなのに人手不足の続く経済、対中国、対ロシアとの外交関係の悪化、それどころか親しい関係であるべき韓国との政治紛争、世界の悪役を地でゆくトランプ米政権にひたすら御機嫌をとる役に徹している政府のあり方。いずれもなんとなく「へんだな」と

は皆は思っておられるのではない。けれども安倍政権の「やっている」感があり（成果はなくても）、目の前では野党の側はまとまりが悪く、明確な選択肢がみえなかったということなのかもしれない。

こういうときには、自分は映画のカメラが視野をひろげるためにやる手法、「ズームを引く」ということで考えるようにしている。

■平成の「政治改革」をふりかえる

少し前、ある新聞で行政マンなら多くのものが知っている石原信雄さんの自伝風の「履歴書」が連載された。彼は1987年の竹下政権から、1995年の村山連立内閣のはじめまで足かけ8年、7つもの内閣で事務方トップとして内閣官房副長官をつとめた。これは、すなわち昭和の終わりから平成の最初の7年間にかけて、行政マンとしての積み上げた見識を生かして政治の現場で働いてきたことになる。良くも悪くも平成30年間の基礎的枠組みづくりの時期に立ち会っている。当時は「省益あって国益なし」、首相を含め政治の主導性を発揮できない政治システムの改革がすすめられるのは当然だと考えておられたと思う。その方が、逆に現状について官邸一極集中、政治主導が強まっていることに、批判的な見解をのべているのだ。

おそらく、森友・加計学園問題のように国有財産がひどい安値で払い下げられ、財務省職員の一人が自殺に追い込まれたのに、刑法を含む公法上で国民に対し誰も明確に責任をとったものがないようだ、そんなことはありえないはずだ。このことも含むのかもしれないが、石原信雄さんはこのようにのべる。「有力政治家に付度して行政の公正性・中立性がおかされるのは民主主義の後退で、危険なことだ」³⁴⁾、また「平成を通じて目立ってきたのが政治の劣化である」ともいう。

平成の政治を省みるには、その枠組みが準備されはじめた昭和の政治との対比でみることになる。昭和の最後の時期あるいは平成最初の時期というのは、自民党一党支配と「政・官・財」癒着の政治のあり方に強い批判が集まった時期だった。政治批判は、まずは自民党政治に向けられ、強固な基盤を誇ったこの政党においても、当時の幹事長の小沢一郎をはじめ大分裂していった。建設業界、農協、郵政をはじめとした支持基盤も揺らぎ始めた。新党「さきがけ」も日本新党もそれまでの自民党からの離党・脱党から広がっていった。そもそも「政治改革」ということ自体も、自民の「政治改革大綱」（平成元年1989年）に由来するところが大きいのだ。そこには消費税導入とそれに反発する世論、自民党の大幅議席減、代わって諸野党の議席増に加えて、いくつかの政党が連携すればつまり連立が組めれば数十年にわたる自民長期政権が崩せるはずだ、との志向が強まっていた。そして実際に1993年には細川（野党）連立政権が成立した。その後もさまざまな組合せがあったが、今日にいたるまで連立政権時代が続き（自民が大きな位置を占め続けたとはいえ）、そのあとといったんは民主党を軸とした本格的な非自民政権も誕生した（2009年～2012年政権として

安定性を欠いたとはいうものの）。そして最後に2012年末から、いまや7年になろうとする「安倍自民党長期政権」となったわけである。

話しをもどすと、その平成はじめの時期の「改革」というのは、当時の日本の課題として政治腐敗打破・政治倫理確立が中心的課題とされ、その手法として多額の政治資金がかかり腐敗を生みがちなそれまでの選挙制度（中選挙区制度の改革）と政党の資金規制強化あるいはそれ実現するための政党交付金（公的助成）制度がとり上げられた。そのとき同時に、日本の長期的あり方として政権交代が可能な「二大政党」の実現が望ましいのではないかということが、いつの間にか問わず語らずの目標として目指されることとなっていた。だから、与野党にわたってこれらの政治諸課題と、強すぎると考えられた中央省庁の行政改革が共通した課題として取り上げ続けられることになったのである。

そして「政治改革」を使命に掲げる細川内閣のもとで、1)小選挙区比例代表並立制、2)政党交付金の導入を柱とする政治改革四法が準備され、羽田連立政権、村山自・社連立政権にかけて順次成立していくことになった。

■「官邸主導型政治」の起源、並行した「分権改革」のはじまり

さらに、村山首相の降板（1996年はじめ）のあとの橋本連立内閣の時には、中央省庁再編・統合が実行に移される順番となった。大蔵省は、1997年にはおもに金融界との癒着腐敗問題で集中的にたたかれ、その権限の抑制が求められることになった。というのも大蔵省というのは、ながらく省庁のなかの省として予算案策定、事務次官会議

を含め多くの行政機構をとりまとめる位置にあった。経済政策についても財政政策と金融政策をもって実質的に動かさうる立場にあり、加えて直轄の公社・現業の機関と日本銀行、証券業界等もその直接的な影響下においていた。また建設省、運輸省、郵政省についても、関連する大規模事業団体を抱え、いわば利権の強い省庁であるとのイメージがあった。自治省はその本体だけでなく、全国の地方公共団体の長として「上・下」の関係として君臨しているとみられていた。大蔵省については、日銀の独立性の強化（日銀法改正、1998年）、金融行政の一部分離（金融監督庁・金融庁）が進められた。そして、戦後ながらく続いていた中央省庁が一府22省庁から一府12省庁に再編・統合されることになった（2000年）。官界では、そのような再編成によりパニック的状況が作りだされることとなった（そのなかで通産省のみは経産省として「焼け太り」といわれた）。

この眼目には、「縦割り行政をなくし、効率化・スリム化、内閣機能を強める」ということが置かれていたが、今日的にみれば、少なくとも前者については疑問に思われるだろう。また「21世紀に求められる国家機能」について、行政の簡素化、政治の指示にもとづくかぎりでの企画・政策実務機能に限定、実施機関の切離し（中曽根臨調改革時代の三公社・五現業の民営化に続く）という方向が示されていた。

独立行政法人通則法（2000年）によって、実施・実務機関、研究機関は順次独法化されていった。国立大学（2004年から）をはじめ研究機関についても法人化も進められた。

いま考えると、独立行政法人化は、本省の定員削減管理の側面があり、その分だけ組織の「スリム化」に貢献しているかもしれない。しかし、は

たして国公立大学や研究機関のように研究や教育をめぐるものについてはどうであっただろうか。長期にわたり質が問われるようなこの分野に、第三者が外形的な尺度（たとえば論文点数）で、どこまで評価しうるののだろうか。民間的手法と称して、権限をトップ（理事長・学長など）に集中するような運営手法（それまでの教授会権限の制限・剥奪など）でよいのだろうか。ここへの交付金をあらかじめ一定率ずつ削減する枠組みを課して常勤研究員・教職員を減らしつづけたことが、はたして21世紀の日本の高等教育研究機関の機能を高めることにつながるのだろうか。大学・大学院、研究機関には「Excellence=卓越性」が求められてきたはずなのである。

これらを含めて、かつて強大であった各省庁の権限を弱められ、代わって首相と内閣にはその事務局としての内閣府が巨大化・強大化して支えることになった。首相官邸の権限が大幅に強化され、内閣府には各省の部長職級までの人事権が集められた。各省庁は挙って有力な官僚を内閣府にそこに送り込むようになったのである。これが政治主導ならぬ官邸主導型政治成立のプロセスであり、そこから今日のような「忖度」行政が生まれることになった。石原氏が「行政の中立性・公正性」を懸念するのには根拠があるわけだ。

かつては、中央省庁の官僚群は人材育成機関としても優遇され、世界的な視野で総合判断・戦略判断を行える人物が各省ともに系統的に育ってきたように思う。いわば国のシンクタンク機能を合わせもつことが、（権力の肥大という負の側面をもちつつも）その存在理由ともなっていた。現在から省みると、政治家主導ということは当然であるとしても、その政治家がかつての官僚以下あるいはとてもそこにも届かない程度の「人気取

り」「ポピュリスト」(世襲議員多数)政治家になってしまい、有能な官僚が生かされない、あるいははずされてしまうというようなことが起こってはいないであろうか。

■「分権改革」の本流とは？

平成の「政治改革」と「行政改革」は、ここにいたって懸念されることが増えてきたように感じられる。そのなかでやや「光」にあたる部分が大きい分野がないではない。「分権改革」はそのひとつであったように思う。かつての国と地方公共団体は、「上」と「下」の関係、主と従の関係が戦前から引き継がれてきた中央集権国家の特徴が刻印されていた。県と市町村の関係においてもそのようなことがいえるだろう。抽象的には、この上下の関係を対等・平等の関係に変えられるかもしれない、地方分権型行政システム（住民を基本にした総合的な行政システム）を築いてゆけるのかもしれない、という志向が強まったという意義はあったといえるのではないか。

1995年からの地方分権推進法以降5年の第一次分権改革は、1)国の機関委任事務の廃止、2)国の関与の新しいルール創設、3)権限移譲、4)条例による事務処理特例制度創設（県から一部権限を市町村に移譲する）などを柱として、具体的には2001年の地方分権一括法によって地方公共団体の自主性をひろげてゆく道をつけたように思う。第二次分権改革は地方分権推進委員会（丹羽委員長）の勧告、1)地方に対する規制緩和、2)国から地方への事務・権限の移譲、3)都道府県から市町村への事務・権限の移譲、4)国と地方との協議の場の設定を示した。これらを民主党政権も受け継ぎのばそうとした。これによって明治以来の「中央集権国家」の構造が、少しずつではあっても修正を迫る動きとして平成期を位置づけることも

可能なのかもしれない。

しかし、その間、小泉内閣の「三位一体改革」（国庫補助負担金改革・税源移譲・地方交付税改革）と全国的な市町村合併（3,200自治体が1,700程度へ縮減）も進んだ。したがって、これらの大きな制度改革の嵐の中でと、もともとの「官から民へ」「国から地方へ」という正当な問い返しはどこまですすんだと評価さるべきなのか。

いまや、第二次安倍政権下では約30年に及ぶ「分権改革」はもはや停滞から見直しの局面、あるいは逆流の局面に入りつつあるとみるものも少なくない。

この間に進んだ日本の社会変容、人口減少社会への移行、少子高齢社会、家族規模の縮小、単身世帯比率の上昇、孤立化、のような「内部からの変化」をふまえると、このような「分権改革」のみでこの課題にどこまでこたえうるものか。必要な行政改革の課題はないのか。迫られる社会戦略・産業戦略はなかったのか。引き続く大都市への集中、地方の過疎化・衰退、「福祉社会」構築の王道とは何だろうか。これからあらためて問われている課題なのかもしれない。

■保守政治の逆流に抗して「自治型社会」の構築を

細川政権成立時から数えて四半世紀にわたる平成「分権改革」を振り返ると、ひとつだけたしかなことがある。本筋としての、国民主権を生かすための場として、住民自治をささえ豊かにする自治のあり方、すなわち「自治型社会」をめざし構築してゆく、ということである。このことはこれからもずっと続く課題となったといえよう。

またこの間の政治は、1990年代から小泉政権前

(2000年頃)までの期間は、政権の流動状態にはあったが、自民党内の政治潮流においても「保守＋リベラル」が優勢であった。1993年の慰安婦問題に関わる河野洋平官房長官談話、1995年の日本の植民地支配と侵略に関する「村山談話」への賛同、一連の政治改革、分権改革に協力し、前に進めた政治家として、宮沢喜一、後藤田正晴、橋本龍太郎、野中広務、加藤紘一、福田康夫、与謝野馨などが想起される。いずれも保守リベラル派の政治家としてみることができよう。

しかし、すでに橋本政権時代から、自民党内には別の動きの台頭があった。「日本会議」に賛同し、靖国公式参拝を主張するタカ派＝反動派の勢力拡大である。2005年の第一次安倍政権は「戦後レジームの転換」を主張した。また、民主党政権時代の2012年には、自民党として現行憲法の「国民主権、平和主義、基本的人権」を含めた前文を全面的に書換えたうえで、天皇を国家元首と

し、国防軍を置くとする憲法草案を公表している。いまなお党是としているわけだ。第二次安倍政権は、その流れのなかで国家秘密保護法、安保関連法を成立させ、次の憲法改正にのぞもうとしているということなのである。明らかに自民党の重心が大きく「右」に傾いているのだ。しかも、そのとき世界の政治潮流はそれまでのグローバリズムへの反動としてのネオ・ナショナリズムあるいはポピュリズムの台頭、派手な演出をするトップ政治家の台頭が著しい。いま先頭に立つのがいうまでもなく米トランプ政権である。西欧社会の分裂も厳しい。日本はアジアで孤立し、近しい友とすべき韓国とまで貿易紛争をかきたててよいのだろうか。外国人労働者の受入れ拡大も決めた日本である。

「自治型社会」の構築は、いつも新しい「永久革命」なのである。

〔参考文献〕

- ・石原 信雄「私の履歴書29回」 日本経済新聞 2019年6月31日
- ・今村都南男「地方分権改革の動向と課題「地域主権」改革をふりかえって」『北海道自治研究 2012年8月号』 掲載
- ・西尾 勝『行政学新版』有斐閣 2001年
- ・ // 「地方分権改革を目指す二つの路線」、『地方自治法施行70周年記念論文集』総務省 2018年
- ・谷 隆徳「第三次分権改革は可能か」同上に収録
- ・中北 浩爾『自民党政治の変容』NHK出版 2014年

井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、
日本労働ペンクラブ等の会員
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県
立大学名誉教授、千葉市在住

香取市の公共交通の現況と課題

香取市役所 総務企画部企画政策課 主査 安原 寿和

1. 香取市の現状

香取市は、平成18年3月27日、佐原市・小見川町・山田町・栗源町の1市3町が合併し誕生しました。

千葉県の北東部に位置し、北は茨城県と接し、東京から70km圏、成田空港からは15km圏に位置します。

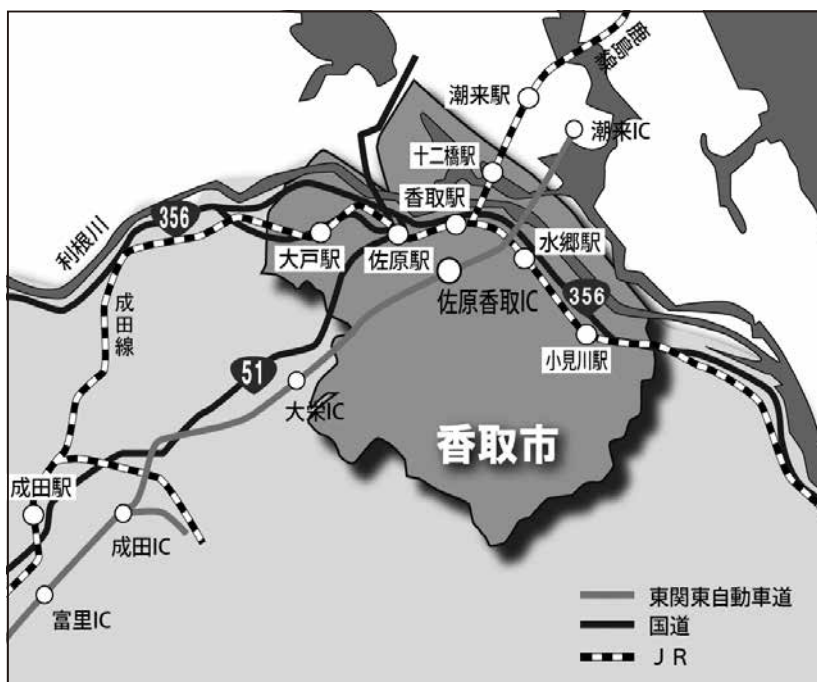
市北部には利根川が流れ、その流域には水郷の風情漂う水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地で北総台地の一角を占めています。

産業としては、古くから早場米の産地として知られる米どころであり、また食用甘しょの生産・販売額全国一を誇る千葉県の中でも、一番の生産地となっています。

また古くから商人のまちとして栄えた佐原は、江戸時代から昭和初期に建てられた商家や土蔵が軒を連ね、「国選定重要伝統的建造物群保存地区」として、年間を通して多くの観光客で賑わっています。

また最近では、平成28年4月に「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として、佐倉市・成田市・銚子市・千葉県と共に、日本遺産として認定されたほか、平成28年11月には佐原の山車行事が、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録され、今後より一層の

図表1 香取市周辺図



賑わいが期待されています。

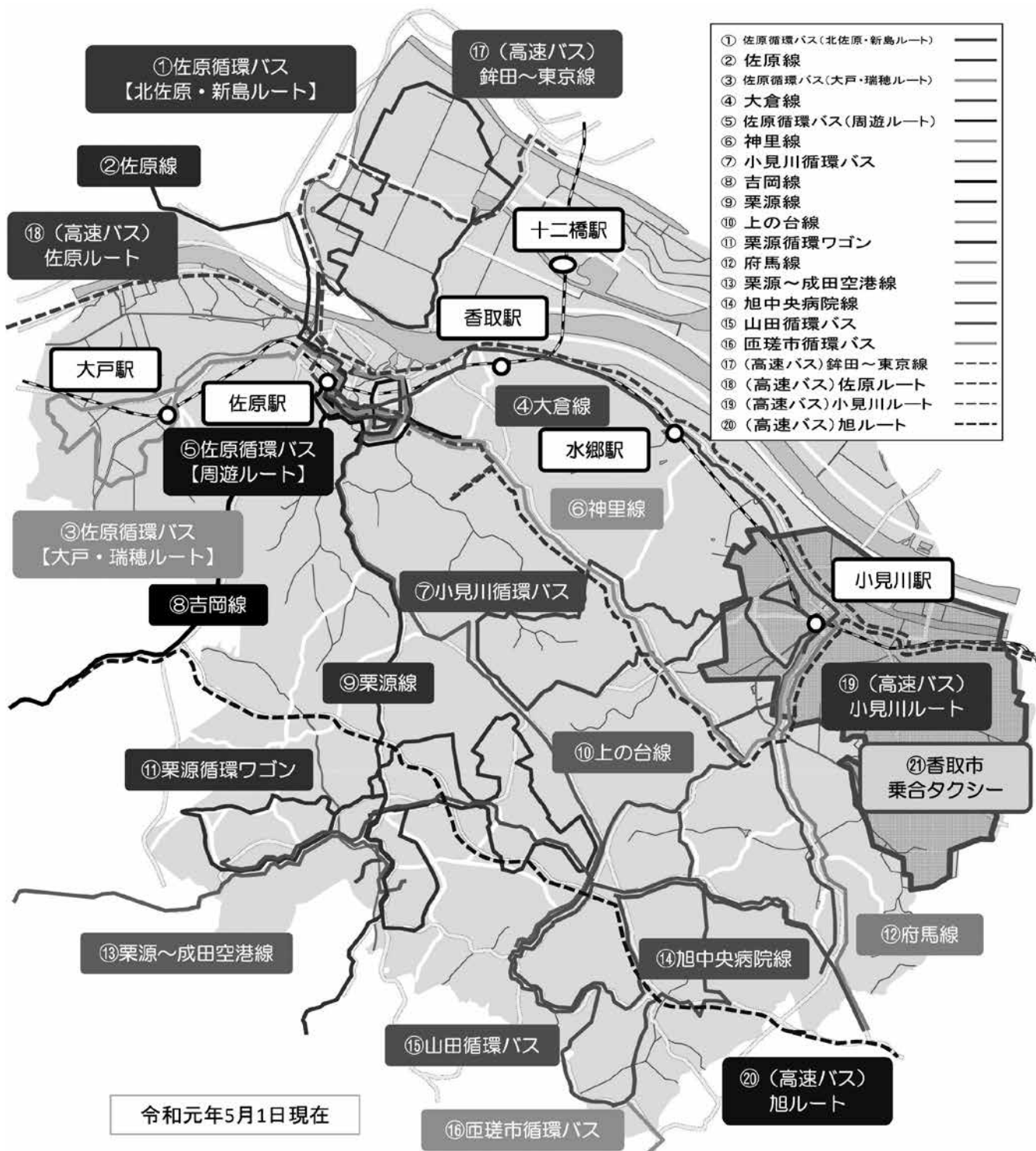
2. 香取市の公共交通の現状

さて、市内の移動手段としては、図のとおり、市が運行するものとしては、主に旧市町からの運行を継承するコミュニティバスと一部地域でデマンド交通を運行しています。

また、民間事業者3社が運行している一般路線バスが複数路線運行されています。

この他、市内と市外とを結ぶ公共交通としては、高速路線バスが5路線、JR東日本の成田線及び鹿島線の駅が計6駅あります。

図表2 香取市の公共交通の路線図



3. 移動手段に係る課題

先ほども申し上げた通り、香取市は平成18年に市町村合併により誕生しましたが、現在市内で運行している路線のほとんどが、旧市町からの運行を継承しているもので合併後の整理統合ができていません。このため、市が運行するコミュニティ

バスの中でも、料金体系やサービスレベルに差がある状態が続いています。また一部路線を除いて利用者は減少傾向となっており、運行経費も増加傾向です。

また、市内の一部でコミュニティバスからの代替交通としてデマンド交通の運行を開始し、一定数の利用がありますが、利用者層の偏りや運行区

域が重複する他の公共交通との共存など、課題も多く感じています。

民間路線バスについては、ほとんどの路線が赤字路線となっており、補助金を交付し運行を維持しています。また路線の経路としては、拠点間を結ぶ幹線系統となりますが、利用者の少なさから国及び県の補助金は適用されず、運行市町単独での補助金となっており、財政負担は増加しています。

これらの公共交通利用者減少の要因は様々かと思われませんが、まず人口減少により根本的に人が減っていること。中でも公共交通の重要な客層である高校生が減っていることが大きいのではないかと考えています。

また人口減少に加えて、今まで全体を俯瞰した抜本的な見直しができていることもあり、利用者ニーズの変化に対応できずに、利用者が減少してきているのではないかと考えています。

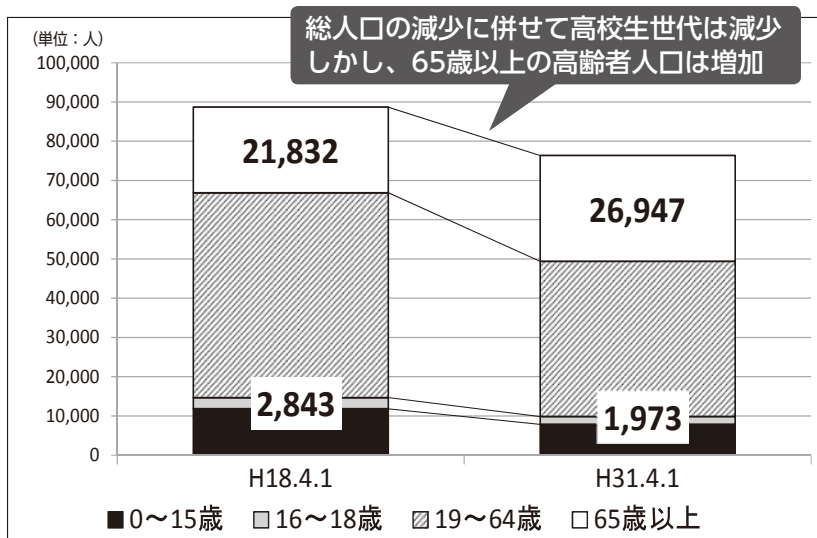
なお、こちら主な利用者となり得る高齢者については、市の総人口は減っている中で高齢者人口は増加しています。高齢化の一層の進行により、高齢者の方の中にはバスを使いたくてもバス停まで移動できないといった話も多く伺います。

加えて、香取市は自家用車の普及率が県内平均より高く、自家用車文化が浸透しています。高齢化等による免許返納も話題となっていますが、自家用車から公共交通への切り替えを検討する際、十分な公共交通が整備されていないので免許返納へ踏み切れないというご意見も伺います。

しかし中には、自家用車と同等のサービスレベルで公共交通のサービスを求められる場合もあり、公共交通に対する考え方が根付いていないと感じることも多々あります。

また香取市は居住可能な土地が多く、集落が点在しているため、どこに、どのレベルまでのサービスを提供すべきか、できるのかといったことを検討する必要があると考えています。

図表3 香取市人口年齢階層の変化



この点については、都市計画マスタープランとのすり合わせも必要です。

4. 公共交通網形成計画策定と今後の展望

さて本年度香取市では、地域公共交通網形成計画の策定を進めています。

全国的にはすでに策定済みの団体も増えてきていますが、香取市としては後発である分、先進団体の計画内容等も参考にしながら、香取市にあった「実効性の高い」計画策定を目指しています。

策定にあたってのポイントとして

- 既存路線の整理
- 交通不便地域への対応
- サービス間のすみ分け

を重点的に検討していきたいと思っています。

まず、「既存路線の整理」という点では、先にも述べたように合併以前から運行しているコミュニティバス・一般路線バスについて、利用者のニーズを確認したうえで、整理統合を進めたいと考えています。

コミュニティバスについては、地図上では細かく運行されていますが、細かく運行するあまり、実際には1日に2便程度の運行となっており、利用しやすいとは言いがたい路線となっている箇所もあります。

このような路線については、現在の方式が良いのか、それとも人口分布の少ない地域については、小さい車両（ワゴン車等）での運行へ切り替え、軸となる路線への乗り継ぎ手段として切り分けたほうが利便性が高いのか、といった点も検討したいと考えています。

一般路線バスについても、極端に利用が少ない路線などについては運行事業者とも協議を進め、廃止や別路線との調整での代替等、見直しを進めていきたいと考えています。

また、香取市内は高速路線バスが比較的充実しています。これらの路線は一部を除いて、上り線であれば「香取市内では乗車のみ」となりますが、実際には一般路線バスの路線と重複しているルートも多くあります。

これらの路線について、「香取市内のバス停でも降車可能（一般路線バス化）」とすることにより、一般路線バスの代替になる可能性があるのではないかと考えています。

運賃設定や本来のターゲットである東京への利用者への考慮等、調整要素は多くありますが、運行事業者側としても空席の有効利用や車両及び運転手の有効活用という点でもメリットがあるのではないかと考えられますので、引き続き協議していききたいと考えています。

「交通不便地域への対応」という点では、香取市内では、いまだに公共交通が提供されていない地域が複数存在します。

地元に入り、意見を伺いながら対応を検討していききたいと考えています。

「サービス間のすみ分け」については、課題の中でも述べましたが、一概に「公共交通が使えない」といった苦情・要望の中でも、「近くに全く公共交通が無い」のか、「バス停はあるけれども、そこまで歩くのが大変なので使えない」のか、また「香取市の観光名所を訪れたいがバス路線が無い、またはわからない」のか、踏み込んで分析すると状況は様々です。



香取市内を走る循環バス

では、この中でどこまでを「公共交通」として考えていくのか、またどこからは「目的交通」として公共交通とは別に検討していくのかという点も、調整していかなければならないと考えています。

例えば「バス停まで遠くて歩けないからバスはあるけど使えない」という場合であれば、そのニーズに対する対応として、ルート変更等の「公共交通の拡充」で対応すべきなのか、それとも「福祉系のサービス」として何か別のサービスを検討していく方が効率的なのかといった点を整理していきたいと考えています。

これらの点について、外部委員等からなる香取市地域公共交通協議会や職員で組織する香取市地域公共交通検討会などで、関係事業者や市内の各業務担当者などと意見交換を進めながら、「公共交通をどのレベルまでもっていくのか」だけではなく、「香取市としてどのような形で移動サービスを提供していくか」を考えていきたいと思っています。

公共交通には決まった形の正解は無いとよく言われます。しかし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもあるとおり、市町村は主体的に公共交通の再生に取り組まなければなりません。サービス提供という考え方でいけば、すべての要望にすべて対応できれば良いのかもしれませんが、当然予算等についても限度があります。

個々の全ての要望に完全に答えることは無理ですが、香取市として「ここまでの移動サービスを提供していく」といったイメージを市内で共有しながら、香取市にあった公共交通体系、移動手段の構築を進められるようよう、検討していききたいと思っています。

第25回 参議院通常選挙を振り返って



千葉県地方自治研究センター 研究員 井原 慶一

はじめに

元号が令和に改まって行われる初の国政選挙となった第25回参議院通常選挙は、第196回国会で公職選挙法が改正され、それまでの定数242人から6人増となり、2019年の参議院議員選挙では、その半数の3人が増え、124議席を争うことになった（埼玉県選挙区1人増・参議院比例区2人増）。

改選前の勢力と立候補者数は表1のとおりである。

表1 参議院選挙候補者数と改選前勢力

党 派 名	参議院選挙候補者数			公示前勢力		
	選挙区 (74)	比例区 (50)	計 (124)	改 選	非改選	計
自由民主党	49	33	82	67	56	123
公明党	7	17	24	11	14	25
立憲民主党	20	22	42	9	15	24
国民民主党	14	14	28	8	15	23
日本共産党	14	26	40	8	6	14
日本維新の会	8	14	22	7	6	13
社会民主党	3	4	7	1	1	2
希望の党	0	0	0	1	0	1
れいわ新選組	1	9	10	1	0	1
諸派	68	16	84	1	0	1
無所属	31	—	31	3	8	11
計	215	155	370	117	121	238

備考：（ ）は改選数

1. 選挙の争点

安倍首相は選挙戦を通じて、自身の宿願である『憲法改正』について、「憲法をしっかりと議論していく政党を選ぶのか、選ばないのか決めていただきたい」と訴えたが国民の関心はどうであっただろうか。

自民党は6月7日、各党のトップを切って「日本の明日を切り拓く」をスローガンに北朝鮮問題の対応など外交を前面に打ち出したほか、「早期の憲法改正を目指す」とする選挙公約を発表した。アメリカをはじめ国際社会と緊密に連携し、北朝鮮の核・ミサイルの完全放棄を迫るとともに拉致被害者全員の帰国を目指すほか、ロシアとの領土問題を解決し、平和条約の締結を目指すとしてい

る。経済政策ではアベノミクスの実績を強調し、「強い経済で所得を増やす」とし、社会保障政策では人生100年時代にふさわしい制度を構築するとしているほか、消費税を引き上げる10月から、3歳から5歳までの幼児教育と保育を無償化するとしている。憲法改正では「自衛隊の明記」、「緊急事態対応」、「参議院の合区解消」、「教育充実」の4つを掲げ、衆参両院の憲法審査会で、国民のための憲法論議を丁寧に深めつつ、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、早期の憲法改正を目指すとしている。

公明党は6月26日、「小さな声を聴く力」をスローガンとした参院選公約を発表した。消費税の引き上げに理解を得るために国会議員の歳費を削

減するほか、最低賃金を2020年代前半に全国平均で1,000円以上に引き上げるとしている。憲法改正については、否定するものではなく、新しい価値観や課題などが明らかになれば必要な規定を加える『加憲』によって改正していくとしている。

日本維新の会は6月27日、「創れ、新たな日本のかたち 目指せ、もっと自由で安心な社会」をスローガンに掲げ、年金制度を「積立制度」へ長期的に移行するほか、憲法改正については教育の無償化などを提案し、国会での憲法論議をリードするなど、徹底した行政改革で議員報酬と定数を3割削減し、国家公務員の人件費を2割削減するとしている。

共産党は6月21日、「希望と安心の日本」をスローガンとした公約を発表した。消費税率の10%への引き上げを中止するとともに「マクロ経済スライド」を廃止して、「減らない年金」を実現するとしている。憲法改正については安倍総理大臣による9条改憲に反対するとしている。

立憲民主党は6月26日、「令和デモクラシー」をスローガンに、消費税の引き上げ凍結と最低賃金を1,300円に引き上げるほか、選択的夫婦別姓を掲げる公約を発表した。医療や介護などの世帯の自己負担額の合計に、所得に応じた上限を設ける「総合合算制度」の導入や公立小中学校の給食無償化など、老後や子育て、教育など暮らしの安心を高める分野に重点投資するとしている。外交・安全保障では安保法制の廃止や沖縄米軍普天間基地の辺野古移設工事の中止を掲げ、憲法改正では、衆議院の解散権の制約や知る権利の尊重など、立憲主義に基づいて憲法論議を進め、第9条の改悪や「解釈改憲」には明確に反対するとしている。

国民民主党は6月13日、「家計第一」をスローガンに児童手当の支給拡大や賃貸住宅で暮らす世帯への家賃補助など、家計の負担を軽減する政策を前面に打ち出した公約を発表した。

外交・安全保障では安保法制は廃止し、領域警備法を制定するほか、「辺野古基地建設」を見直すとしている。憲法改正については現行憲法の基

本理念と立憲主義を堅持し、自衛権行使の限界をあいまいにしたまま、9条に自衛隊を明記すべきではないとしている。

社民党は6月27日、「支えあう社会」をスローガンに消費税率10%への引き上げや基礎年金の「マクロ経済スライド」による抑制を中止するほか、憲法改悪に反対し、集団的自衛権を行使しないことを明記した「平和創造基本法」するとした公約を発表した。「辺野古新基地建設」に反対し、日米地位協定の全面改定を求めるとしている。

2. 選挙の結果

7月21日に即日開票された選挙結果は、表2のとおりであった。投票率は48.84%と過去最低であった1995年の44.52%に次ぐ2番目の低さとなった。

選挙翌日の新聞（毎日7月22日朝刊）は一面トップに「自公勝利 改選過半数」「改憲3分の2届かず」の大見出し、さらに「2番目の低投票率50%割れ」と打った。

与党の自民公明両党は71議席を確保し、自民党幹部が勝敗ラインとした自公で過半数の63議席を超えた。自民党単独では57と、10議席減らしたものの6年前の歴史的な大勝で得た議席を、今回の選挙で1人区の野党共闘によって取りこぼしたものである。これで、憲法改正に前向きな日本維新の会を加えた「改憲勢力」は改憲の発議に必要な参院定数（245）の「3分の2」である164議席を維持することはできなくなった。だが、その差は僅か4議席である。

一方の野党は、立憲民主党が8議席増の17議席となって名実ともに衆参両院で野党第一党となった。しかし、民進党で戦った3年前の32議席には、国民民主党の6議席と合わせても23と、遠く及ばない。共産党は定数2の京都選挙区で議席を死守し、踏ん張ったものの改選前より1議席を減らした。日本維新の会はお膝元の大阪で2議席、お隣の兵庫と東京及び神奈川と関東でも議席を確保

し、比例の5と合わせて10議席を獲得した。政党としての存続が懸念される社民党はかろうじて1議席を獲り、非改選と合わせて2議席で政党要件を守った。

新興勢力としては「れいわ新選組」と「NHKから国民を守る党」の2団体が公職選挙法や政党助成法の定める政党要件を獲得した。クラウドファンディング

で4億円集めたとされる「れいわ新選組」は、東京で約40万票を集め、得票率7.95%と国民民主党の4.74%（約27万票）を上回った。

(1) 選挙区の戦い

勝敗を決するとされた1人区32選挙区の戦いは、自民党22、野党系10（立憲民主党1〈宮城〉、国民民主党1〈長野〉、無所属8〈岩手、秋田、山形、新潟、滋賀、愛媛、大分、沖縄〉）と与党系の候補が勝利した。2人区4選挙区〈茨城、静岡、京都、広島〉は、全て自民党と野党系それぞれ1人ずつ当選したが、自民党2名独占を図った広島では現職を押しよけて新人が当選した。3人区4選挙区では北海道と千葉県が、自民党2立憲民主党1と分けた。兵庫は日本維新の会、公明党、自民党が、福岡は自民党、公明党、立憲民主党がそれぞれ1議席を分け合った。4人区4選挙区は埼玉で自民党、立憲民主党、公明党、共産党が、神奈川では自民党、立憲民主党、公明党、日本維新の会が、愛知では自民党、国民民主党、立憲民主党、公明党と1議席ずつ分けたが、大阪では日本維新の会が2議席を確保、残りを公明党と自民党が分けた。最大の激戦区

表2 参議院議員選挙結果と新勢力

党 派 名	2019参議院選挙の当選者数			改選前後の参議院議員数			
	選挙区	比例区	計	非改選	新勢力	改選前	増 減
自由民主党	38	19	57	56	113	123	-10
公明党	7	7	14	14	28	25	+3
立憲民主党	9	8	17	15	32	24	+8
国民民主党	3	3	6	15	21	23	-2
日本共産党	3	4	7	6	13	14	-1
日本維新の会	5	5	10	6	16	13	+3
社会民主党	0	1	1	1	2	2	+0
れいわ新選組	0	2	2	0	2	1	+1
NHKから国民を守る党	0	1	1	0	1	0	+1
無所属	9	—	9	8	17	11	+6
計	74	50	124	121	245	238	+7

となった東京は20名の候補者が6議席を争った。自民党が2、残りを公明党、共産党、立憲民主党、日本維新の会で分けた。結局、自民党38、立憲民主党9、公明党7、日本維新の会5、共産党3、国民民主党3、無所属9議席となった。

(2) 比例区の戦い

比例区における各政党の獲得議席数と票数及び得票率は次（表3）のとおりである。前回2016年の参院選挙の投票率54.70%に対し、今回は48.80%と5.90%低下したことから、各政党とも得票数を減らしている。2016年参院選の比例区投票数58,085,578票（男28,292,337人、女29,793,341人）に対し、今回は50,363,770票と約800万票減少した。

自民党は約240万票減少したが前回と同じ19議席を維持し、約100万票減らした公明党も前回と同じ7議席を確保した。日本維新の会は約25万票減らしたが5議席と1議席の増とし、約160万票減らした共産党は1議席減の4。約50万票減らした社民党はかろうじて前回同様の1議席を確保した。台風の目となった「れいわ新選組」が2議席、「NHKから国民を守る党」

が1議席を確保し、それぞれ政党要件を満たした。他方、倍増も予想された立憲民主党は8議席にとどまり、前回選挙で民進党として共に戦った国民民主党の3議席と合わせても、期待されたほどの議席増とはならなかった。

振り返ってみると全体的に低投票率の結果、大きな変化は起こらず、現状維持の選挙結果となったと言える。しかし、よく

見ると自民党の比例区の得票率は35%であり、公明党との連立あつての勝利である。その連立パートナーの公明党が比例区で約100万票を減らしたことをどう捉えるかが今回の選挙のポイントの1つである。かつて、雨が降ってもヤリが降っても投票に向かった支持者に変化が起きはじめているのではないか。その理由は安保法制への賛成である。公明党には「平和の党」という結党以来の看板があり、その支持団体である創価学会員が、世界中で混乱を引き起こす米トランプ大統領と安倍首相の蜜月関係や憲法改正の動きに離反が始まったというのである。

同じことは共産党についてもいえるかもしれない。同党もこれまで固い支持基盤に支えられてきた。立憲民主党に反自民票の一部が流れたにしても約150万票を超える比例票を減らした。唯一、「正しい政党」を標榜してきた同党が他党への攻撃の矛を引っ込め、ブルジョア勢力と共闘を組むことに根源的支持者が違和感を

表3 比例区の獲得議席と得票の状況

政 党 名	2019年参議院選挙			2016年参議院選挙			議席の増減
	獲得議席	得票数	得票率(%)	議席	得票数	得票率(%)	
自由民主党	19	17,711,862	35.37	19	20,114,788	35.91	0
公明党	7	6,536,336	13.05	7	7,572,960	13.52	0
日本維新の会	5	4,907,844	9.80	4	5,153,584	9.20	1
日本共産党	4	4,483,411	8.95	5	6,016,195	10.74	-1
立憲民主党	8	7,917,719	15.81	—	—	—	—
国民民主党	3	3,481,053	6.95	—	—	—	—
(民進党)	—	—	—	11	11,750,965	20.98	—
(生活の党)	—	—	—	1	1,067,300	1.91	—
れいわ新選組	2	2,280,763	4.55	—	—	—	—
社会民主党	1	1,046,011	2.09	1	1,536,238	2.74	0
NHKから国民を守る党	1	987,885	1.97	—	—	—	—
安楽死制度を考える会	0	269,051	0.54	—	—	—	—
幸福実現党	0	202,278	0.40	—	—	—	—
オリーブの木	0	167,897	0.34	—	—	—	—
労働者党	0	80,055	0.16	—	—	—	—

持ったとしても不思議ではない。政権に批判的な国民の期待を一身に集めようとする立憲民主党にしても、外交・防衛の分野では政権党である自民党が強いメッセージを有権者に送ったのに対し、対案として有権者の心をつかむような政策としての成熟度（具体的実現性）のある発信ができていないのではないだろうか。その結果、自公政権に不満を持つ一部の有権者は「れいわ」や日本維新の会に流れ、2017総選挙で起きたような動きを起こすことができなかったように思える。国民民主党は選挙前の世論調査から見ると、かなり頑張って善戦したといえる。

いずれにしても、各与野党ともやれやれと言った結果であつたとみられるが、各党ともに国民の期待というよりも“不安”に応えるだけの発信ができないまま終わった消化不良気味の選挙だったのではないだろうか。

比例区では低投票率のもと、タレント候補が苦戦する一方で、組織票を抱える候補の善戦が

目立ち、特に労働組合の組織内候補が存在感を示した（表4）。しかし、よく見ると得票数はU Aゼンセン同盟と私鉄総連を除けば、3年前の選挙から減らしており、とりわけ立憲民主党の組織内候補の減少が顕著であることがわかる。

(3) 千葉選挙区の戦い

千葉選挙区では自民党2人、立憲民主党1人の現職が当選を果たした。自民党の石井準一氏は前回に約18,000票余りを上乗せして連続トップで3期目の当選。共産党の猛迫で苦戦を報じられた豊田俊郎氏も何とか再選を果たした。選挙前にはトップ当選の呼び声の高かった立憲民主党の長浜博行氏は第2位に甘んじた（表5）。

次に千葉県内での比例区の党派別得票数を見ると、自民党が約84万票（得票率36.36％）で全県の市町村でトップを占めた。立憲民主党が約46万票（同20.01％）、公明党約32万票（同14.10％）共産党21万票（同9.38％）と続いた。自公合わせると50.46％となつて、過半数を超えた。一方で立憲民主党と国民民主党の得票率は合わせて24.24％で、旧民進党で戦った前回選挙を2.54割上回った。共産党は前回は1.96割下回った。国民民主党の得

票は約9万8千票で、「れいわ」の約10万9千票を1万票余り下回った。

3. 選挙を振りかえって

選挙戦が終わってみれば、「自公過半数」「一人区22対10」と新聞の見出しが示すように議席数が3増えたとしても、自公で71議席（前回70）を獲得し、勝敗を左右する1人区でも前回の21対11を1議席上回って勝利した選挙であった。

この選挙の勝敗を決したのは48.8％という『低投票率』である。朝日新聞社が参院選の結果を受けて7月22、23日に行った世論調査によると、棄

表4 連合系組織内候補の得票状況

労働組合名	候補者名		所属政党	得票数	当落	16年比※
U Aゼンセン同盟	田村 麻美	新	国民民主党	260,324	当	+32.8%
自動車総連	磯崎 哲史	現	国民民主党	258,507	当	-3.0%
電力総連	浜野 喜史	現	国民民主党	256,928	当	-4.9%
電機連合	石上 俊雄	現	国民民主党	192,586	落	-10.8%
自治労	岸 真紀子	新	立憲民主党	157,848	当	-14.3%
日教組	水岡 俊一	元	立憲民主党	148,309	当	-16.1%
J P労組	小沢 雅仁	新	立憲民主党	144,751	当	-24.5%
J A M	田中 久弥	新	国民民主党	143,467	落	+26.9%
情報労連	吉川 沙織	現	立憲民主党	143,472	当	-16.3%
私鉄総連	森屋 隆	新	立憲民主党	103,339	当	+2.1%

※「16年比」とは、2016年参議院選挙における各労組の候補者が獲得した得票数をA、2019年参議院選挙の各労組の候補者が獲得した得票数をBとした場合、「(B-A) × 100 / A」で算出した比率。

表5 千葉選挙区の開票結果

当落	得票数	候補者名	当選回数	所属党派	新・旧	推薦・支持
当	698,993	石井 準一	3	自由民主党	現	公明党推薦
当	661,224	長浜 博行	3	立憲民主党	現	国民民主党・社会民主党推薦
当	436,182	豊田 俊郎	2	自由民主党	現	公明党推薦
次	359,854	浅野 史子		日本共産党	新	
	89,941	平塚 正幸		NHKから国民を守る党	新	
	42,643	門田 正則		安楽死制度を考える会	新	

権した理由として「投票しても政治は変わらない」が最も多く43%、「政治に関心がない」が32%、「投票したい候補者や政党がない」が17%であった（「朝日」7月24日）。

年金や消費増税といった各党が掲げた公約にしても、「何がポイントか分からない」選挙で、無党派層を投票所に向かわせるだけの説得力に欠けていた。

安倍首相は投開票日の翌日22日、『改憲』勢力が勝利したことから『審判は下った』と自民党本部で記者会見し、憲法改正の具体案作りに向けた協議入りを呼びかけた（「毎日新聞」7月23日）。

これに対し、公明党の山口那津男代表はテレビの番組で「憲法改正を議論すべきだと受け取るのは、少し強引だ」と指摘。野党第一党の立憲民主党枝野代表は改憲勢力が3分の2に届かなかったことを踏まえ、「議論を今、進める必要はない」とした。共同通信社が7月22、23日に行った世論調査によると、安倍首相の下での憲法改正に「反対」との回答は56.0%で「賛成」の32.2%を大きく上回った（「千葉日報」7月24日）。一方、読売新聞は同日の紙面で、「参院当選者 改憲賛成61%」、「自維ほぼ全員 公明は6割」と参院選の公示前に行った立候補予定者へのアンケート調査結果を報じた。政権に寄り添う同紙の真骨頂が垣間見えた。

さて、今後の政治課題である。参院選の投開票が終わらぬうちにボルトン米大統領補佐官がペルシャ湾沿岸、ホルムズ海峡の警備のための「有志連合」への参加を要請するために日本へ向け出発した。8月に持ち越した日米貿易交渉、泥沼化する日韓関係。先の見えない拉致家族帰還、北方領土交渉。国内に目を転じれば、広がる格差と貧困。冷え切った地域経済と地方の衰退。際限なく積み増しされる国家財政赤字、解消されない民間の不良債権と金融不安、少子高齢化対策と難題は山積している。それだけではない。まだ終わっていない東日本大震災の復興事業、福島原発処理、多発する自然災害の復旧…。

安倍政権にとって、2015年の「安保法制」と

2017年の「森友・加計」問題は常識的には政権崩壊につながっても不思議ではない政局であった。この危機を乗り越えた現政権は、国政選挙6連勝と実績を重ねた。何ととっても公明党との連携は不敗神話となって政権は自信を深めた。最近になると、民主党政権の失敗を引き合いに出しては、野党第一党の党首を「民主党の枝野さん」と揶揄し、笑いを誘う。そして、安倍政治の対抗軸として期待を集める枝野氏への『風』を封じた。さらに民主党政権の中樞にいた政治家を自民党に引き込む。見事である。

世界中が米大統領のツイッターに振り回され、混乱の渦に巻き込まれる中で、トランプ氏に寄り添う安倍首相の姿をどう感じるか。

参院選投票日から3日たった7月25日の新聞紙面からは選挙報道が消え、1年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックの特集で埋まった。テレビはお笑い芸人と反社との交際の話で持ちきりである。マスコミが取り上げない政治状況は、それはそれでよい状況なのかと勘違いをしてしまう。

投票率50%割れは、国民から政治家への警告であると常識的な見解がある。そうだろうか。私はむしろ、朝日新聞のアンケートが示すとおり、国民の政治に対する無力感、「あきらめ」の表明ではないか。それは歩いてみれば分かる。「私は選挙に行かない」と答える人の何と多いことか。

それでも、政治を志すものとして選ばれた人には、国民の信頼を取り戻すため、一層の奮闘を期待する。それだけの国難が眼前に迫っているのだから。

井原 慶一 プロフィール

元市川市職員、自治労千葉県本部副委員長歴任後、佐倉市議会議員1期、現在千葉県地方自治研究センター研究員

銚子のまちを元気に！ 「ジオパーク市民の会」活躍中

銚子ジオパーク市民の会 会長 **工藤 忠男**



1. 銚子ジオパークについて

皆さんは「ジオパーク」をご存知ですか？ジオパークとは「大地の公園」を意味しますが、ダイナミックな地球の営みを感じられる地質や景観と、動物や植物など自然環境が大切に守られ、歴史・文化・産業など人々の営みが一体となり、教育や持続可能な開発に利用されている地域のことで、平成28年に日本ジオパークのひとつとして「銚子ジオパーク」が認定されました。

このジオパークは4年ごとに日頃の活動状況をチェックする審査があり、一定の水準を満たさなければ引き続きジオパークとして活動することができなくなってしまいます。この審査の中で、我々のような市民による地域活動の実績は大きなウェイトを占めています。

2. 銚子ジオパーク市民の会の誕生

銚子ジオパークが誕生する前年の平成23年2月に「銚子ジオパーク推進市民の会」は銚子を日本ジオパークのひとつにしよう！と集まった市民有志により発足しました。（平成30年5月から「銚子ジオパーク市民の会」に変更）

日本の多くのジオパークは首長が先頭に立って政策として取り組んでいますが、銚子の場合は市民活動がベースとなり、銚子市に強く働きかけてジオパークの認定にこぎつけました。このような市民活動団体が主導したジオパークは国内でも数少ない存在です。

現在、市民の会の会員は300人を超えていますが、多くの会員はサポーターとしてジオパーク活動を経済的に支援しており、実際の活動に参加している会員は30人程度です。



銚子ジオパークの「ジオサイト」の一つでもある国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」

3. 推進協議会の一員として

ジオパーク活動を推進する組織として、平成28年11月に銚子ジオパーク推進協議会が発足しました。この協議会は銚子市役所など市内の行政機関、産業団体、民間企業、市民活動団体、金融機関、地元大学など36団体で構成され、市民の会もその一員になっています。

推進協議会は事務局を銚子市教育委員会に置き、年間を通じて市民向けの講座や夏休みの親子向け自由研究ツアー、普及促進のための各種イベントなど多彩な活動を実施していますが、その活動のほとんどに市民の会は積極的な運営協力を行っています。

4. 市民の会の活動について

(1) 連絡会議と月例勉強会

市民の会では毎週木曜日の夕方に連絡会を開き、今後の予定や喫緊の課題などの情報共有を図っています。

また、月に一度、会員と市民向けに銚子に関する見分を広め知識を高めることを目的とした勉強会を行っています。これは、外部講師や会員が講師となり実施しているもので、平成30年度は火山の専門家による「キッチン・ジオ実験」やジオパークの専門家による「ガイドのスキル

アップ」を、会員講師による「利根川水運と銚子」や「顕微鏡で見よう銚子の砂」などを実施しました。

さらに野外学習会として、加曾利貝塚と県立中央博物館見学や市原市田淵地区のチバニアン見学などバスハイクも行いました。

(2) ジオガイド

市民の会で最も重要な活動が、銚子を訪れる方にジオパークの見どころやダイナミックな大地の営みを案内する「ジオガイド」です。これまで観光地めぐりやご当地グルメが中心だった銚子の観光に、ジオパークという新たな切り口が加わることで好評を得ています。原則として事前に予約をいただいた方を対象にジオガイドを実施していますが、現在は休日にビジターセンターで予約なしの方にもジオガイドを実施しています。平成30年度は104件2,158人の方をご案内しました。ちなみにガイド料金は1人150円（3時間以内）です。このほかにも、定期的に行っている清掃活動の際にも無料のジオガイドを行っています。

ジオガイドになるためには推進協議会が行うジオパーク講座を受講し修了試験に合格後、ジオガイド講座の受講と面接をパスしなければなりません。ジオガイドに認定後は実践的なトレーニングを積み、晴れて一人前のガイドとし



月例勉強会



バスハイク会

て案内ができるという仕組みです。

(3) ジオサイト（みどころ）の環境美化活動と無料ガイド

市民の会は環境保全にも力を入れています。8月を除く毎月第3日曜日に犬吠埼、犬岩、屏風ヶ浦の順で海岸の清掃活動を行っています。これは市民の会だけでなくNPO法人ナルク銚子のほか市民有志やこの清掃活動のために遠方から来てくれる方も交えて実施しており、毎回60人前後の参加があります。銚子の海岸には海流だけでなく利根川からの漂着ゴミが目につきます。毎回多量のゴミを回収しますが決してなくなることはありません。特に最近プラスチックゴミが多く、生態系への影響が心配されます。

今年7月には、林野庁が所管する君ヶ浜国有林（約30ヘクタール）を「銚子ジオパークの森」として環境保全や学びの場などとして活用できる協定を林野庁と推進協議会が締結しました。白砂青松の景勝地で多くの文学作品の舞台になった君ヶ浜の松林は、松くい虫被害で立ち枯れを起し、タブなどの陰樹に置き換わってきています。国有林内の遊歩道の下草除去やゴミ拾いなど簡単な環境美化や植物観察会など学習イベントの際は、市民の会も推進協議会の他団体と協力して銚子ジオパークの森の保護・保

全活動を行っていきたいと考えています。

(4) 推進協議会事業の支援

市民の会が加盟する銚子ジオパーク推進協議会では様々な事業を行っていますが、事務局には専門員と呼ばれる地質の専門家と事務職員しかいないため、多くの事業でスタッフとして市民の会メンバーが必要とされ協力しています。

主な事業を紹介します。

◎親子で夏の自由研究ツアー

毎年夏休みの恒例行事として「親子で夏の自由研究ツアー」があります。小学3年生以上を対象に銚子ならではの学習素材を活かして親子で学べるプログラムで、毎年定員の4倍近くの応募があります。午前中は野外で実習、午後からは座学という構成ですが、市民の会は講師のサポート役として協力しています。

◎学習支援

学校教育の学習支援として、市内すべての小学6年生を対象に理科と総合学習のふるさと教育を兼ねて屏風ヶ浦で野外授業を行っています。講師のサポート役だけでなく時には紙芝居や小道具を使った実験を披露したり効果的な学習に一役買っています。

また、市内はもとより県内外の保育園、中学校、高校、大学の学習支援の受入時にも同



海岸清掃活動の様子



海岸清掃で集まったゴミ



市内小学生を対象にした学習支援



市内保育園児を対象にした学習支援

様に協力しています。

◎ジオパークビジターセンターでの案内業務

今年4月から銚子ジオパークビジターセンターが犬吠テラステラス内に移転しました。犬吠埼は銚子を代表する観光地で年間を通じて非常に多くの来訪者があります。そこに市民の会のジオガイドが当番制で常駐しジオパークの見どころと銚子の観光情報を提供しています。

(5) 市民の会ニュースの発行

我々の活動の中でジオパークに関する情報発信も大切なもののひとつです。市民の会ホームページやフェイスブックでの情報発信はもとより、紙媒体として市民の会ニュースを毎月1回発行しています。掲載する記事は活動の詳しい報告や感想など会員による寄稿が中心です。認定された頃はジオパークという名前を知る市民が少なかったものの、最近では多くの市民がジオパークの存在と我々の活動を認知しています。

(6) 他のジオパークとの交流

現在、日本国内には44のジオパークがあります。ジオパークはネットワーク組織のため連携と交流が重要視されます。我々も市民レベルで他のジオパークとの交流を深めています。日本ジオパークの全国大会や関東ブロック大会へ多

数の会員が参加するほか、筑波山地域や秩父など近隣のジオパークを訪問して交流を深めています。

5. これからの銚子ジオパーク市民の会について

市民の会の活動の目指す目標は、ジオパークの理念の下で様々な活動を通じて銚子のまちが元気になることですが、同時に多くの経験と知識を持つシニア世代が市民の会に集い、ジオパーク活動を通じて生き甲斐を見つけ人生を豊かで楽しいものにするということでもあります。

これからも銚子ジオパークのために貢献できることをひとつひとつ実践しながら、自らの見聞を広め、知識を深め、交流を図る活動を市民の会は行ってまいります。

銚子ジオパークガイドの申込先

銚子ジオパーク推進協議会事務局

〒288-0822 銚子市八木町1777-1

銚子市地域交流センター内

TEL 0479-21-6667 (土日祝休み)

Email choshigeopark@city.choshi.lg.jp

HomePage <http://www.choshi-geopark.jp>



シリーズ 千葉の地域紹介 成田市

- ・人口：132,595人
(令和元年8月末現在)
- ・面積：213.84km²
- ・市の木：ウメ
- ・市の花：アジサイ

進み続ける国際都市・成田

成田市広報課

成田市は、千葉県の北部中央に位置する中核都市です。北は利根川を隔てて茨城県と接し、西は県立自然公園に指定されている印旛沼、東は香取市と接しています。

市の西側には根木名川、東側には大須賀川が流れ、それらを取り囲むように広大な水田地帯や肥沃な北総台地の畑地帯が広がっています。北部から東部にかけての丘陵地には工業団地やゴルフ場が点在し、南には日本の空の玄関口・成田国際空港があります。

また、市の中心部である成田地区は、平成30年に開基1080年を迎えた成田山新勝寺の門前町として栄え、毎年多くの参詣者でにぎわっています。市内にはほかにも数多くの寺社が点在しており、豊かな水と緑に囲まれた伝統的な姿と国際的な姿が融和した都市となっています。

■日本と世界の人・モノ・ 想いをつなぐ —成田国際空港

昭和53年5月に開港した成田国際空港（成田空港）は、世界中からたくさんの人や物が降り立ち、そして世界に旅立っていく、日本

を代表する空港です。年間の航空機発着回数は約25万回、航空旅客数は約4,300万人と、日本の経済発展や文化交流のための重要な役割を果たしています。平成31年4月時点で99の航空会社が乗り入れており、世界40カ国・3地域・115都市、国



毎日たくさんの旅行客が訪れる



上空から見た成田空港

内22都市と結ばれています。

また、成田空港のターミナルは第1から第3まであり、レストランやスーベニアショップなど約300店舗以上が出店しています。今や成田空港は、旅行の中継地としてだけでなく、ショッピングや遊び目的でも楽しめるスポットとなっています。

■1000年以上の歴史が息づく大本山 —成田山新勝寺

「成田のお不動さま」の愛称で親しまれている

成田山新勝寺は、真言宗智山派の大本山です。1000年以上の歴史をもつ全国有数の霊場で、正月の三が日には約300万人、年間約1,200万人の参詣客が訪れます。また、成田駅から成田山新勝寺までの表参道には旅館や食事処、土産物店などが軒を連ね、観光地としてにぎわいを見せています。

新勝寺大本堂の裏には、東京ドーム約3.5個分（16万5,000平方メートル）の広さをもつ成田山公園があります。公園全体が大庭園になっており、園内には数々のサクラやモミジ、ウメなどの木々が植えられ、1年を通して四季折々の姿を見ることができます。

■歌舞伎と成田の深い縁 —成田市×歌舞伎 PRプロジェクト

江戸歌舞伎の代表的な家系である市川宗家と成田山は約300年の深い縁で結ばれています。世継ぎに恵まれなかった初代市川團十郎

は、成田山に祈願をしたことで待望の長男を授かりました。それが「不動の見得」を編み出し「成田不動の申し子」と称された二代目團十郎です。

それから、初代團十郎は不動明王をテーマにした歌舞伎を作り「成田屋」の屋号を使うようになりました。歌舞伎で屋号を名乗ったのは「成田屋」が始まりといわれています。

その縁もあり、成田市では「成田市×歌舞伎」としてPRプロジェクトを立ち上げ、十一代目市川海老蔵丈を「成田市御案内人」に任命し、日本の伝統芸能と連動しながら成田の魅力を広く発信しています。



三が日は 参道が人で溢れる



参詣客でにぎわう境内

■輸出拠点化で更なる発展を —成田市公設地方卸売市場

昭和40年代、成田市を取り巻く北総地域では、成田空港の建設に伴い急速な都市化と人口増加が進み、総合的な消費地市場が求められていました。そこで、昭和49年に成田市公設地方卸売市場（成田市場）が整備され、40年以上前から現在まで、北総地域の食料品流通の拠点として重要な役割を

担っています。

現在、成田市は成田空港に隣接する千葉県花植木センター跡地へ成田市場を移転する「輸出拠点化プロジェクト」を進めています。今後開場を予定している新生成田市場は、輸出証明書の取得や植物検疫、爆発物検査などの輸出手続きを場内で実施できる「高機能物流施設」を併設し、日本の新鮮な農水産物を世界に発信する市場となることを目指しています。



JR成田駅前行われる総踊り（成田祇園祭）



サクラの名所でもある宗吾霊堂

■世界から一番近い江戸 —成田の日本遺産認定

地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「日本遺産」。成田市は、佐倉市・香取市・銚子市とともに、さまざまな文化財群を一つのストーリーにまとめた「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として平成28年に日本遺産に認定されました。

成田市の構成文化財は「成田山新勝寺と門前の町並み」、江戸時代初期の義民・佐倉宗吾（木内惣五郎）を祀っている「宗吾霊堂」、成田の夏の一大イベント「成田祇園祭」、日本武道の源流である「てんしんしょうでん かとりしんとりゅう天真正伝香取神道流」です。成田空港から最も近く、江戸情緒を体感できる都市であることから「世界から一番近い江戸」として評価されています。

新聞の切り抜き記事から

研究員 井原 慶一



当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

□第39分冊（2019年5月1日～2019年9月5日）

阿井氏を議長に選出

県議会は15日、先月の県議選を受けて開いた臨時議会で、73代目となる新議長に阿井伸也氏(55)＝自民党、大網白里市＝、71代目の副議長に今井勝氏(71)＝同、我孫子市＝を、それぞれ選出した。

（千葉日報05/16）

木更津市「暫定配備」に不快感 オスプレイ

陸上自衛隊が導入する輸送機オスプレイを巡り、防衛省が来年春、陸自木更津駐屯地（木更津市）に暫定配備する方向で調整に入ったとの報道が相次いだことを受け、木更津市は16日、同省北関東防衛局に対し、地元への説明がない一方で「こうした記事が出ることに強く憤っている」と改めて不快感を伝えた。

（千葉日報05/17）

市原市長に小出氏 無投票で再選

任期満了に伴う市原市長選と市議選が26日、告示された。市長選には無所属現職の小出譲治氏(58)＝自民、公明推薦＝の他に届け出はなく、無投票で再選した。

（毎日05/27）

石田御宿町長が辞表 出直し選に出馬表明 「町民に信を問う」

御宿町の本年度予算を巡り、議会と対立していた石田義広町長(71)は27日、大地達夫議長に辞表を

提出した。公職選挙法上、町長選は50日以内に実施され、石田町長は「町民に信を問う」と、出直し出馬を表明した。

（千葉日報05/28）

学校外教育にクーポン 千葉市8月から 低所得者向け

千葉市は子どもの貧困対策を強化する。今夏から、低所得者層向けに学習塾や習い事の費用を月1万円のバウチャー（利用券）で助成する制度を始める。親の経済力で子供の学習機会に格差が生じないようにすることが狙いだ。

（日本経済05/29）

選挙公報HPから削除 選挙後半数の都道府県

選挙期間中に発行される選挙公報について、最近の知事選・都道府県議選で、約半数の自治体が選挙後にホームページ（HP）上から削除していた。知事選では無投票を除く44都道府県のうち22府県が、議員選では47都道府県のうち24府県がHP上から消していた（5月17日現在）。

（毎日06/06）

子どもの貧困対策 市区町村でも計画 改正法成立

改正子どもの貧困対策法が12日、参院本会議で全会一致で可決され成立した。貧困改善に向けた計画づくりを市区町村の努力義務とすることが柱で、地域の実情に合った対策の推進を目指す。

（朝日06/13）

神崎町長に椿氏初当選

石橋輝一前町長の死去に伴う神崎町長選は23日投開票され、元町議で無所属新人の椿等氏(64)が新人の宝田久元氏(67)と高橋正剛氏(57)との三つともえの選挙戦を制し、初当選を果たした。

(千葉日報06/24)

市川市採用に「芸術」枠

市川市は、芸術分野の創造力や表現力に優れた人材を確保しようと、市職員の採用試験に「クリエイティブ枠」を新設する。来春採用の試験から導入し、今月中に日程などの募集要項を公表する予定だ。

(読売07/03)

勝浦市長に土屋氏

勝浦市長選は7日、投開票が行われ、新人で前市議の土屋元(はじめ)氏(70)(無所属)が、3選を目指した現職の猿田寿男(ひさお)氏(70)(無所属=自民・公明推薦)を破り、初当選を果たした。

(読売07/08)

御宿町長に石田氏4選 出直し選 調整の継続選択

御宿町長選は7日、投開票が行われ、3期目の途中で辞職した前町長の石田義広氏(71)が、新人で前町議の大野吉弘氏(55)を破り、返り咲きで4選を決めた。

(読売07/08)

カジノ巡り賛否噴出 千葉市のIR構想募集

カジノを含む総合型リゾート施設(IR)の誘致で、千葉市の検討レベルが1段階上がることになった。熊谷俊人市長はIR受け入れの判断を示していないが、同市は23日、民間事業者に情報提供を求めると発表。IR整備の賛成派は「アクセルを床まで踏んでほしい」と促進を期待する一方、反対派は「IRは住民を不幸にする」「ギャンブル

ルでのまちづくりはあり得ない」と厳しい。

(千葉日報07/24)

富里市長に五十嵐氏 無投票で初当選果たす

任期満了に伴う富里市長選は28日告示され、新人で元県議の五十嵐博文氏(59)=無所属 自民・公明推薦=のほかに立候補の届け出がなく、無投票で五十嵐氏の初当選が決まった。(千葉日報07/29)

基礎的財政収支試算 黒字化27年度に後退

政府が財政再建も目安として2025年度の黒字化をめざす国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)について、内閣府は31日、高い経済成長が実現した場合でも黒字達成は27年度になるとの試算を発表した。(朝日08/01)

18年度県決算 税収最高で黒字79億円

県は2日、2018年度県一般会計の決算で、歳入総額から歳出総額と翌年度への繰り越し財源を差し引いた実質収支が約79億800万円のプラスとなり、15年連続の黒字を確保したと発表した。企業業績の堅調さを背景に過去最高を更新した県税収入が寄与した。借金総額に当たる県債残高は初めて減少した。

(千葉日報08/03)

木更津 オスプレイ 暫定配備で住民説明会

陸上自衛隊の垂直離陸輸送機オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を巡り、木更津市は3日、防衛省による住民説明会を市民会館で開催した。安全性や運用面、騒音増加への不安などを中心に反対の声が相次いだ一方、基地周辺で暮らす住民らから諦めや容認の声も入り混じった。

(千葉日報08/04)

低金利 収益力低下続く 地銀2行、貸出利息収益減

千葉県の金融機関の収益力低下に歯止めかからない。8日出そろった県内地銀の2019年4～6月期決算では貸出金利回りの低下が響き、地銀2行で貸出金利息収益が前年同期に比べ減った。営業地域が限られる信用金庫の収益環境はさらに厳しく、新たな資金需要の開拓や金融商品の販売で利益を下支えしようと懸命だ。（日本経済08/09）

宿泊税 自治体で広がる

ホテルや旅館の宿泊料に宿泊税を課す動きが自治体の間で相次いでいる。東京都や大阪府など主に大都市圏で先行したのに続き、地方圏の自治体も導入に走る。インバウンド（訪日外国人）市場が広がるなか、検討中の自治体は約20に上る。一方で、都道府県と市町村の二重課税の課題も出てきた。（日本経済08/14）

県内児相へ相談 過去最多の9,060件 昨年度

県内の7児童相談所が2018年度1年間に対応した相談件数（速報値）は前年度より1,146件増と大幅に増え、9,060件と過去最多を更新したことが分かった。（朝日08/17）

LINEで悩み相談 いじめ、進路…中学生対象

市川市は、無料通信アプリ「LINE（ライン）」で、市内の中学生らを対象に、いじめなど幅広い悩みを相談する窓口を開設した。学生にとって身近なアプリを使い気軽に相談できる体制を作るのが狙い。きょう19日からの前期と後期に分けて効果を検証し、来年度の通年実施を目指す。（千葉日報08/19）

県施設耐震化率97・3%に上昇

県は、今年4月1日現在の県有施設の耐震化率は97.3%で、前年から0.3ポイント上昇したと発表した。県施設改修課によると、耐震性があるとされたのは1,999棟。未補強は56棟だった。（読売08/20）

早急に建設着手を 青葉病院と海浜病院 千葉市

千葉市立青葉病院（中央区）と海浜病院（美浜区）の方向性を議論する市長の諮問機関「市病院事業のあり方検討委員会」の最終第5回会合が19日夜、千葉中央コミュニティーセンターで開かれた。海浜病院の老朽化への対応として、早期に新病院を建設するよう求める答申案をまとめた。青葉病院との2施設体制を維持する方向性も盛り込んでおり、今月中にも熊谷俊人市長に答申する。（千葉日報08/20）

交付金2,200万円取り消し 四街道市こどもルーム

四街道市の放課後児童クラブ（こどもルーム）の増設事業で、国と県からの交付金の内示前に着工したため交付金計2,200万円余りが取り消されていたことが21日、わかった。また、市営住宅の家賃算定を誤り計約2,500万円が徴収できなくなったことも判明。佐渡斉市長は「市民の皆様にご心よりお詫びする」と陳謝。損失分は市長をはじめとする全職員の給与削減で穴埋めするという。（千葉日報08/22）

香取市立病院が来月開院 外来診療は3日から

香取市は9月1日、市立病院「香取おみがわ医療センター」を同市南原地新田に開院する。病床数は100床で診療科目は13科。リハビリテーション室には患者が訓練で利用できる庭園を設け、明

るく開放的な治療環境を整備した。2階はスタッフが見守りやすい病室の配置となっている。

(毎日08/26)

九十九里町長選、大矢氏再選

25日投開票された九十九里町長選は、無所属現職の大矢吉明氏(73)が、いずれも無所属新人で元町議、杉原正一氏(69)と高木輝一氏(64)との三つどもえの接戦を制し再選を果たした。(千葉日報08/27)

500人残業代未支給 県旧水道局に労基署指導

県企業局は29日、旧水道局が労働基準監督署から法令違反の残業などで是正勧告や指導を受けたと発表した。半数以上の職員が手当てを受けずに残業し、最大で月106時間のサービス残業が見つかった職員もいた。(朝日08/30)

泉佐野の除外「再検討を」ふるさと納税 総務相に係争委勧告

ふるさと納税制度から外された大阪府泉佐野市が「除外は無効」として総務省と争っていた問題で、同省の第三者機関・国地方係争処理委員会(委員長=富越和厚・元東京高裁長官)は2日、石田真敏総務相に除外の内容を見直すよう勧告することを決めた。(朝日09/03)

宮古島市、市民を提訴へ 「住民訴訟で市の名誉棄損」

沖縄県宮古島市のごみ撤去作業について、市民6人が違法な契約だとして下地敏彦市長らに事業費の返還を求めて起こした住民訴訟をめぐる、市は3日、市の名誉が棄損されたとして、6人に1,100万円の損害賠償を求め提訴する方針を明らかにした。識者からは批判の声が上がっている。

(朝日09/04)

談合に甘い千葉県 賠償金減額・住民訴訟口頭弁論

県発注工事で談合を繰り返した山武地域の建設業者への損害賠償金を県が不当に減額したとして、市民団体が減額分の約6億円を森田健作知事に請求するよう求めた住民訴訟の口頭弁論が3日、千葉地裁で開かれ、県側は減額に至るまでの決裁文書を作成していなかったことを明らかにした。昨年には県発注工事の入札で、業者への過剰とも思える県側の配慮があった。「談合は必要悪」と話す県幹部もいるといい、県議からは「県と業者のなれ合いは県政の大きな弊害だ」という声が上がっている。(毎日09/04)

県紹介で34人が天下り 昨年度、課長級以上退職者

県は8月30日、定年などで昨年度に退職した課長級以上の職員68人のうち53人が、外郭団体や民間企業などに再就職したと発表した。総務課によると、そのうち34人が県の紹介を受けての「天下り」だった。(毎日09/04)

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	日 付	種 類	発 行 元
みやざき研究所だよりNo95 現場の知恵と自由な発想で始めよう		2019.5. 8	情報誌	宮崎県地方自治問題研究所
自治研かごしまNo121 子ども食堂の役割		2019.5. 8	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
クォーターリーかわさき通信4月号 速報川崎市議会選挙		2019.5. 8	情報誌	川崎地方自治研究センター
かながわ自治研月報4 熊本地震・大阪北部地震から学ぶこと		2019.5.15	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
月刊自治研5月号 外国人労働者との共生をめざして		2019.5.15	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研327号 「人権センターながの」の活動から		2019.5.15	情報誌	長野県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民554 現代行政を考える(4)		2019.5.22	情報誌	栃木県地方自治研究センター
北海道自治研究604 苫小牧市における臨時・嘱託職員の現状と労働組合の取り組み		2019.5.29	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研とやまNo108 “消滅可能都市”を超えて		2019.5.29	情報誌	富山県地方自治研究センター
自治総研5月号 鉄道の持続的運営を導くIRと支援制度の整備		2019.5.29	情報誌	地方自治総合研究所
市政研究19春 第203号 地域社会の新たな動き		2019.6. 5	情報誌	大阪市政調査会
自治研なら124号 特集「居場所」		2019.6. 5	情報誌	奈良県地方自治研究センター
月刊自治研6月号 プラスチック汚染から海を救うために		2019.6.12	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研328号 地元産果実を使ったクラフトビールで地方再生		2019.6.12	情報誌	長野県地方自治研究センター
経済・財政・社会保障のこれまでとこれから		2019.6.12	報告書	地方自治総合研究所
地方自治関連立法動向 第6集		2019.6.12	資 料	地方自治総合研究所
自治総研6月号 公共交通政策における自治体の責任		2019.6.26	情報誌	地方自治総合研究所
「都市の正義」が地方を壊す	山下祐介	2019.6.26	単行本	PHP新書
北海道自治研究605 2019年統一自治体選挙から見る北海道の課題		2019.7. 3	情報誌	北海道地方自治研究所
かながわ自治研月報6 議会改革の第2ステージの創造		2019.7. 3	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
大規模災害と犠牲者への対応	佐藤孝治	2019.7. 3		神奈川県地方自治研究センター
自治研やまぐちNo90 マルクスと労働時間		2019.7.10	情報誌	山口県地方自治研究センター
信州自治研329号 人口が減少してどこが悪いのか		2019.7.10	情報誌	長野県地方自治研究センター
とうきょうの自治No113 外国人労働者政策の現状と課題		2019.7.10	情報誌	東京自治研センター
自治研なら125号 「時代(とき)の広場」		2019.7.10	情報誌	奈良県地方自治研究センター
月刊自治研7月号 どうする? 「空き家・空き地」対策		2019.7.10	情報誌	自治研中央推進委員会
自治研ぎふ123号 2019年度政府予算と地方財政見通しのここが問題!		2019.7.17	情報誌	岐阜県地方自治研究センター
自治研とやまNo109 真に「強い農業」		2019.7.24	情報誌	富山県地方自治研究センター
新潟自治80 「税」とは何か? そのあり方を考える		2019.7.24	情報誌	新潟県地方自治研究センター
かながわ自治研月報No178 2019年統一地方選挙の結果を読む		2019.7.24	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
ながさき自治研No75 長崎県地方自治研究集会報告		2019.7.24	情報誌	長崎県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民556 漂流するイギリスと欧州議会選挙		2019.7.24	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治総研7月号 君が代起立斉唱拒否による再任用等不合格事件		2019.7.31	情報誌	地方自治総合研究所
北海道自治研究606 ヘイトスピーチ問題と表現の自由		2019.7.31	情報誌	北海道地方自治研究所
みやざき研究所だよりNo96 地方創生の拠点としての廃校活用の可能性		2019.7.31	情報誌	宮崎県地方自治問題研究所
フォーラムおおさかNo157 維新政治の本質 橋下が言って、考えていたことは?		2019.7.31	情報誌	大阪地方自治研究センター
クォーターリーかわさき通信No10 生命(いのち)の水は誰が守るのか		2019.7.31	情報誌	川崎地方自治研究センター
第10回共助のまちづくりンポジウム報告集		2019.8. 7	報告書	八王子自治研究センター
紀要創刊号		2019.8. 7	情報誌	八王子自治研究センター
月刊自治研8月号 児童虐待をどう防ぐのか		2019.8.21	情報誌	自治研中央推進委員会
自治権いばらき133 2019年度自治体予算		2019.8.21	情報誌	茨城県地方自治研究センター
信州自治研330号 長野県における基金のありかた		2019.8.21	情報誌	長野県地方自治研究センター
徳島自治112号 どうなるこれからの自治体		2019.8.21	情報誌	徳島県地方自治研究センター
北海道自治研究607 2019参議院選挙		2019.8.28	情報誌	北海道地方自治研究所
とちぎ地方自治と住民557 三府物語―都構想とフシアワセ		2019.8.28	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治総研8月号 道路整備とナショナルミニマム		2019.8.28	情報誌	地方自治総合研究所

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			
		電話 ()	
		Fax ()	
		メールアドレス	

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

- ◆少子高齢化が進展する中で、地域の公共交通政策をどのように再編していくかが全国各地で問われています。今号では、1市3町が合併して平成18年に誕生した香取市の公共交通政策の現況と課題について、香取市企画政策課の安原さんに執筆いただきました。また、本年7月に行われた参議院議員選挙について、各種選挙の分析を手掛けている井原研究員にまとめてもらいました。今号の原稿もほぼ出そろい、あとは初稿を業者に手渡すだけという、ほっと一息ついた矢先の出来事でした。
- ◆9月9日未明、関東地方を襲った台風の中では最強クラスといわれる台風15号が千葉市付近に上陸し、県南部・東部・県央部を中心に、大きな被害をもたらしました。千葉市中央区で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを記録するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となりました。家屋の屋根の倒壊、瓦が飛ばされる等の住家被害は2万戸を超えました。倒壊・損傷した電柱が2,000本に達し、倒れた大木は数が知れません。停電は最大63万戸余に及び、長期化した停電は住民生活に多大な支障を及ぼしました。
- ◆千葉県が発行している防災誌「風水害との闘い」によると、大正6（1917）年に首都圏を襲った台風は「大正6年の大津波」と呼ばれ、高潮をともなった大きな被害が発生しています。当時の新聞は、「暴風雨中千葉町袖ヶ浦一帯沿岸に大海嘯（編注：津波のこと）^{かいしょう} 起り千葉市全域は水中に没し寒川一面は殆ど全滅の状態なり」「浦安町は殆ど全滅」などと伝えています。その後、20世紀末から21世紀初頭にかけて茂原市、山武市、九十九里町等で竜巻被害は起きましたが、千葉県は100年間にわたって大きな台風被害を受けずに過ごすことができました。千葉県内に台風に対して備えるという意識が薄れていたとしても不思議ではありません。
- ◆21世紀に入って台風の大型被害が目立つようになっていきます。地球温暖化にともなう海面の上昇、台風の強化や高潮災害の頻発が懸念されており、台風への備えを強めていくことが求められています。物理学者で防災に関する著作も多い寺田寅彦は、地震津波台風等の災害を防ぐ唯一の方法は人間がもう少し過去の記録を忘れないように努力するより外はないであろう、と言っています。自然災害をなくすることはできませんが、被害を減らすために災害の後にしっかりと検証し、記録に残して教訓化することが重要です。次号では、その一助となるように台風15号についての企画記事を掲載したいと考えています。

事務局長 佐藤 晴邦

自治研ちば 既刊案内



2019年6月
(vol.29)

- ・巻頭言 衆議院議員 谷田川 元
- ・千葉県地方自治研究センター 講演会
災害列島の中の高齢者と防災
聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授 佐賀大学名誉教授 北川 慶子
- ・市議会報告
消防採用時における色覚検査について
～99%の消防本部が「色覚異常があっても消防業務に差し支えない」と回答～
松戸市議会議員 関根ジロー
- ・シリーズ「千葉から日本社会を考える」
平成から令和へ 地域課題の軸は持続可能な福祉社会づくり
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- ・自治研センターレポート
統一地方選・千葉県議選を振り返って 研究員 井原 慶一
- ・公共の担い手 松戸市放課後児童クラブについて
一松戸市における「補助制度」から「委託化」へ
NPO法人MASC顧問（松戸市議会議員） 二階堂 剛
- ・シリーズ千葉の地域紹介 歴史と文化が薫るまち・野田 野田市広報広聴課
- ・新聞の切り抜き記事から 研究員 井原 慶一
- ・今期の入手資料 編集部
- ・一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- ・編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

自治研ちば VOL.30

2019年10月16日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円（送料別途）

おトクがいっぱい!

だから私は〈中央ろうきん〉に決めた!

給与振込口座は〈中央ろうきん〉がおすすめ!

ATM・CD利用時の

インターネット／モバイルバンキングでの

引出手数料

振込手数料

キャッシュバック

〈中央ろうきん〉の
キャッシュカードなら

ATM引出手数料が

何度でも

0

実
円

〈中央ろうきん〉に給与振込指定の場合、
インターネット／モバイルバンキング^{※1}の

振込手数料が

月3回まで

キャッシュバックとは

〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、
ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・
CDを利用してお引出しした場合、所定の
利用手数料を即時にお客様の〈中央ろう
きん〉ご利用口座へお戻しすることです。

CHECK

キャッシュ
バックで
こんなにオトク!

引出手数料

108円の場合×5回×12ヶ月=6,480円

引出回数

1年間で

振込手数料

432円の場合×3回×12ヶ月=15,552円

振込回数

1年間で

ご留意いただきたいこと

キャッシュバックの対象は、当金庫のシ
ステムにて「給与振込」として判定できる
ものに限りです。

「給与振込」は、お勤め先の振込方法に
よっては対象とならない場合があります。

〈中央ろうきん〉へ取次ぎを希望の方は組合事務所まで
商品の詳細は〈中央ろうきん〉各支店までお問い合わせください。



ATMが全国、いつでもどこでも使える!
便利なく中央ろうきん!

つかえるATM

銀行・信金・信組

※全国のMICS加盟の金融機関



ゆうちょ銀行



イオン銀行



たとえばこんなコンビニでも



セブン銀行



ローソン銀行



ATM



E-net

たとえばこんな
コンビニに



FamilyMart



Daily



JR東日本のATMコーナー

始発から終電まで
毎日利用可能

※ご利用時間は、始発から終
電まで365日。カードローンは
ご利用いただけません。

VIEW ALTTE
ビューアルツテ



※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

【ATM・CD引出手数料キャッシュバックサービス】※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出し手数料が即時にご利用口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。

【振込手数料キャッシュバックサービス】※〈中央ろうきん〉に給与振込または年振振込をご指定の方を対象に、「インターネット／モバイルバンキング」からの振込による振込手数料が、お1人様あたり1ヶ月につき、日付、時刻の早い順に3回までキャッシュバックされます。※キャッシュバックされたお振込手数料は、翌月20日(休業日の場合は前営業日)に、お振込手数料をお引きしたお客様の〈中央ろうきん〉普通預金・貯蓄預金口座へご入金します。※キャッシュバック時にキャッシュバック対象口座が解約されている場合等、キャッシュバックの対象外となる場合があります。※キャッシュバックサービスは、個人のお客様が対象となります。

※1 メンテナンス等によりサービスが利用できない日・時間帯があります。また、お取引内容と時間帯によっては、翌営業日扱いになることがあります。

2019年9月1日現在

R 中央ろうきん

こくみん共済 coop NEWS

— 2019年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ —

たすけあいの輪をむすぶ
「こくみん共済 coop」スタート!

住みいる共済

火災共済・自然災害共済

こくみん共済

総合医療共済

せいめい共済

マイカー共済

自賠責共済

団体生命共済

交通災害共済

新セット移行共済

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

coop



ご相談は こくみん共済 coop千葉推進本部(千葉県勤労者共済生活協同組合)
Tel 043-287-8165(受付時間: 平日9時~17時) ※祝日を除く

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5118A053

自治労共済
生協組合員
なら

契約者＝組合員で
家族の車も

団体割引

15%

主たる被共済者になれる方

- 1 組合員本人
- 2 組合員の配偶者
- 3 組合員の同居の親族*
- 4 組合員の配偶者の同居の親族*

* 別居の未婚の子も含まれます。

※現在ご加入の保険（共済）の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

※2020年1月までの団体割引率を記載しています。



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定〈年末年始等、特別日を除く〉

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

お問い合わせ・ご予約

TEL:043-248-1128

↑ レストラン

↓ 「セブンシーズ」

ランチタイム

11:30～14:00

ディナータイム

17:00～21:00 (L.O 20:30)



《イマージュ》



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より25分、

国道357号線を蘇我方面へ、左手より「千葉みなと駅」方面へ右折

電車・モノレールにて

◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分



<https://www.okura-chiba.com>